

会議録

令和6年第3回更別村議会定例会

第1日（令和6年9月10日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 一般行政報告
- 第 6 報告第 3号 令和5年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件
- 第 7 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 第 8 議案第43号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第 9 議案第44号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第10 議案第45号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第46号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- 第12 議案第47号 令和6年度更別村一般会計補正予算（第3号）の件
- 第13 議案第48号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件
- 第14 議案第49号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第15 議案第50号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第16 議案第51号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件
- 第17 認定第 1号 令和5年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
- 第18 認定第 2号 令和5年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第19 認定第 3号 令和5年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第20 認定第 4号 令和5年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第21 認定第 5号 令和5年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第22 認定第 6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	尾立要子

5番 小谷文子

6番 荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	宝輪祐子	農業委員会長	斗澤博幸
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	小寺誠	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	今野雅裕	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	石川亮
保健福祉課長	新関保	子育て応援課長	酒井智寛
診療所事務長	岡田昌展	教育委員会 教育次長	伊東秀行
学校給食 センター所長	小林浩二	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	村田弘治
書記	山角竹志		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回更別村議会定例会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和6年第3回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

8月26日、札幌市におきまして、3年前に今後10年間の過疎地域指定継続が決まった道内の11町村が集まりまして、地域の持続的発展を考える自治体連絡会を設立いたしました。昭和45年以来、議員立法により5次にわたり制定された現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法は令和3年3月に成立し、4月から施行されております。前回の指定解除の動きに危機感を持ち、数年にわたり毎年中央要請を繰り返してきた現11自治体と共に決して手をこまねくことなく力を合わせ、英知を結集して再び指定継続が実現するよう残された6年間を通して中央要請などをしっかりと連携して取り組んでまいり決意であります。

さて、現在、本村では例年よりかなり早い収穫作業が進められております。作物によりましては収穫時期が重なっているとの報告も受けております。この間、厳しい猛暑、長雨、干ばつ等による気候変動による作物への影響が懸念されるところでありますが、生産者の皆様のこれまでの努力とご苦勞が報われ、今後も天候に恵まれ、安全な農作業に留意をされて本年も実り豊かな豊穰の秋となることを切に願っております。

8月9日から12日までの間、飛び出せワールドin沖縄に中学生1、2年生18名が参加をしました。これまで、新型コロナウイルス感染症の蔓延や国際情勢の推移による事業の実施を慎重に検討したところでありますが、コロナの5類移行に伴う様々な規制の緩和や人流の回復などを勘案しながら事業を開始することとしました。ただ、国際情勢の悪化や流動性から海外での事業展開を今回は見送り、国内の外国人家庭での交流を行うホームステイ体験in沖縄として実施をいたしました。昨日は報告会も開催をされております。2年後は、いよいよ、当初の計画どおり海外への派遣となります。改めまして本事業に際しまして議員各位の皆様の深いご理解とご協力をいただきましたことにこの場をお借りして心より感謝を申し上げたいと思います。大変ありがとうございました。

さて、去る7月29日、東京都小平市の国土交通大学校で開催をされました、まちづくりDX研修会の講師として先進自治体におけるまちづくりDXの実践につきまして、特に、本村の3D都市モデル等のまちづくりにおけるデジタル技術を活用しての地域課題を解決する取組の一端を企画政策課、スーパービレッジ推進室の上席主査と共に発表してまいり

ました。また、7月には国交省からデジタル技術を活用し、生活に必要な機能を維持する地域生活圏のモデル事業としてデジタル田園都市国家構想交付金事業に取り組み、1,000以上の事業の中から前橋市や備前市と共に全国8地域の一つに指定をされています。

7月25日には、十勝圏活性化推進期成会夏季要請活動東京要望に参加をしました。私は、4班の班長として黒川大樹町長、本田陸別町長、横山帯広市議会議長と共に文科省、内閣府、JAXAを回りました。文科省では、阿部俊子副大臣に面会し、GIGAスクール構想でのタブレット更新への財政支援や、大樹町のスペースポート建設への国の基金採択へのお願いをいたしました。

さて、先月総務省が正式に発表しました本村の昨年度のふるさと納税であります。寄附額が4億2,381万9,500円となり、前年度対比1,807%増、18倍の大幅増となって過去最高額となっております。毎年のように議員各位の皆さんから、あるいは、村民の皆様からふるさと納税の取組に関して厳しいご指摘や改善の声が強かったものでありますけれども、自主財源の確保とこれらに基づく本村の施策の実現や諸課題の解決に向けて前進することができるようになりました。これに一喜一憂することなく、しっかりと地道にこれからも取り組んでまいり所存であります。

また、いまだに農業資材や肥料、飼料、燃油の高騰が続いております。引き続き、酪農をはじめ、畜産、畑作農家の皆さんを取り巻く厳しい状況には変わりありません。村としても、JAさらべつさんや関係者の皆さんと共に国や道に支援策を継続的に実施するようしっかりと働きかけてまいりたいというふうに思っております。

また、電気代、食品、生活用品全般の相次ぐ値上げによる物価高騰が続いております。村民の皆様のご生活への影響は多大なものとしております。来年度よりは、新規に奨学金の返還支援を実施すべく準備を進めております。さらに、今年度の福祉灯油につきましても昨年度に引き続き一律1万円の上限を廃止し、物価上昇や燃油高騰に見合う支援策を実施する予定であります。

さて、来年度の建設工事開始に向けて、現在、給食センター、福祉ホームの実施設計作業が行われております。国営かん排事業もいよいよ本格的な工事が開始される予定であります。既に国道橋の架け替え工事が進み、今後、サラベツ川の河川改修も随時開始される予定となっております。

また、避けて通れない行政のデジタル化につきましても、本村の高いマイナンバーカードの保有率、8月末現在で84.8%、全道2位でありますけれども、生かした税金等の電子申請等も大きく前進をしております。引き続き人口減少、少子高齢化の大きな波の中で、本村が掲げる更別スーパービレッジ構想に基づく住民サービスの充実や待ったなしのデジタル化につきましても、これまでの実績を踏まえ、不退転の決意でリーダーシップを発揮しながら職員と共に汗を流し、果敢に挑戦してまいり所存であります。議員各位の皆様のご理解とご協力を重ねてよろしくごお願い申し上げます。

本定例会におきましては、報告案件1件、令和5年度各会計決算認定の件、諮問案件1

件、人事案件2件、条例改正2件、令和6年度一般会計ほか各会計補正予算など、合わせて17件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いをいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、荻原さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

太田議会運営委員長。

○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第3回議会定例会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ9月3日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から9月19日までの10日間と認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より19日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は10日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

尾立産業文教常任委員長。

○尾立産業文教常任委員長 おはようございます。本委員会は、所管事項について下記により調査をいたしましたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

調査日時、令和6年8月28日水曜日午前9時から。

調査場所は、更別村一円です。

調査事項は、農作物の作況について。

経過ですが、委員長を含む委員5名の出席により、調査事項について所管課長の出席を求め、農業改良普及センターの協力を得て調査を行った。

調査の結果ですが、春の播種作業は天候にも恵まれ、おおむね順調に進んだ。気温は、4月から平年より高く推移し、平均気温も高温で、7月には平年を7度ほど超す日が続いた。5月から7月にかけてまとまった雨が降らず、生育速度に影響が出ているが、収量への影響は作物によると。秋まき小麦の収穫は、平年より1週間ほど早く終了、収穫も多く、品質も良好である。バレイショは、茎長が短く、茎葉黄変期が平年より9日早い。収穫は始まっているが、降雨により作業が遅れている。収量は、8月15日現在の調査では1個重が小さいが、今後の収量が期待される。牧草は、現在、2番草を収穫中だが、作業はやや遅れている。品質的には少雨により繊維が硬く、8月下旬の降雨によりやや回復したが、給餌に際しては対策が必要である。サイレージ用トウモロコシは、日照、降雨量の面で5月から7月にほぼ雨が降らない時期が続き、生育に影響が出ている。乳熟期は8月17日と平年より8日早く、熟期は昨年同様に早い。金時、手亡、小豆、大豆、てん菜の5作物については、現地調査で確認した。

金時、生育は早く、着莢数はやや多い。高温の影響により腐敗、脱色、小粒傾向であり、品質低下が懸念される。

手亡、生育は早く、着莢数はやや多い。草丈が低いため着莢位置が低く、腐敗さやが多く、品質低下が懸念される。

小豆、生育は早く、着莢数は多い。昨年より実入りがよく、平年並みの収量が期待できる。

大豆、生育は早く、着莢数は平年の2倍に近い。

てん菜、生育は移植、直播とも平年より早く、根周は平年よりやや大きい。褐斑病の発

生が抑えられている。

調査の結果、総じて5月から7月にかけての少雨で草丈が短い。また、生育が全体に例年より早く、一部の作物を除き平年並みの収量が期待できそうである。てん菜については、昨年と異なり褐斑病が抑えられ、生育も順調である。今後は労働力の省力化に向け、直播がさらに進む見通しである。また、新しい展開としては、大正金時に代わる品種として秋晴れが開発されていることから、金時、てん菜に関して今後の方向性について期待感が高まっている。豊穰の秋を期待したい。

以上、報告とする。

以上です。

○議 長 これで常任委員会の報告を終わります。

◎日程第5 一般行政報告

○議 長 日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は、文書で配布されております。

なお、口頭で補足説明を求められておりますので、発言を許します。

西山村長。

○村 長 それでは、私のほうから口頭にて補足説明をさせていただきます。

今、産業文教常任委員会のほうから調査ありましたけれども、これと重複するところあります。大変申し訳ありませんけれども、よろしくお願ひします。

1番の農作物の生育状況につきましてですけれども、秋まき小麦については収穫作業は平年より早く終了ということでありまして、バレイショにつきましては、収穫作業は平年並みに進んでおります。いも数は多いのですが、1個重が小さく、でん粉価は低いとの報告を受けております。豆類は、生育は平年よりも進んでいるということでありまして。大豆は、一莢内粒数が2.16、小豆は6.73、金時は3.26であり、収穫作業が平年よりも早く始まったことでありまして。手亡は、平年より進んでいて、一莢内粒数も4.96ということでありまして。いずれも平年値より多いという報告であります。てん菜につきましては、移植、直播ともに生育は平年より進んでいるとのことでありまして。飼料作物は、牧草は2番草の収穫作業が順調に進んでおります。デントコーンの生育は、干ばつの影響を受け、収量が例年より少ない見込みとの報告を受けております。いずれにしましても、豊穰の秋が迎えられよう村としてもしっかりと支援をしていきたいというふうに思っております。

2番目の令和6年度建設工事の進捗状況（100万円以上）についてでありますけれども、別紙2のとおりまとめております。工事等順調に行われているところでありまして、内容につきましてはお目通しをお願いするものであります。

以上、私からの口頭での補足説明とさせていただきます。

○議 長 これで村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これにて質疑を終わります。

◎日程第6 報告第3号

○議 長 日程第6、報告第3号 令和5年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。

報告の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 報告第3号 令和5年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率の報告の件であります。

令和5年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものであります。

なお、末田総務課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご報告申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、令和5年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率報告書でございます。1、健全化判断比率でございます。備考に記載してありますとおり、各比率とも負数で算出された場合は棒線を表示しております。また、括弧内の数値は総務省が定める早期健全化基準で、各比率が基準以上である場合は財政健全化計画を策定しなければなりません。実質赤字比率は、本村の最も主要な会計である一般会計に生じている赤字を財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計の実質収支額が赤字になると比率は正数として算出されます。本村の実質収支額は2億5,955万427円で黒字であることから、実質赤字比率はマイナス8.45%となり、棒線を表示しております。連結実質赤字比率は、一般会計に特別会計に生じている赤字を加え、財政規模に対する割合で表したものでございます。一般会計同様本村の特別会計の実質収支額、資金不足、剰余額はいずれも黒字であることから、連結実質赤字比率はマイナス12.70%となり、棒線を表示しております。実質公債費比率は、本村の借入金である村債の返済額、公債費の大きさを財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の実質公債費比率は6.4%となっております。将来負担比率は、村債の返済額など村が現在抱えている負債の大きさを表す将来負担額から基金や交付税の歳入見込みなどの充当可能財源を減じた額を財政規模に対する割合で表したものでございます。本村の将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回ることからマイナス171.6%となり、棒線を表示しております。

2の資金不足比率です。資金不足比率は、公営企業会計の資金不足を公営企業の事業規

模である料金収入の規模と比較し、経営状態の悪化の度合いを示すものでございます。簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計ともに資金不足が生じておりませんので、資金不足比率は算出されておられません。

なお、8月29日付で監査委員から提出されました令和5年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写し、7月8日付で監査委員から提出されました令和5年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書の写しを添付しておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第7 諮問案第1号

○議 長 日程第7、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件であります。

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定によりまして次の方を推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

意見を求めようとする方は、更別村字更別南1線89番地43にお住まいの星宏様で、昭和35年8月30日生まれの64歳であります。前任の及川末雄委員様の後任としてお務めいただきたいと考えております。

今回、人権擁護委員として推薦する星様は、長く北海道警察官として勤務をされており、平成26年度からは帯広警察署の更別駐在所長として務められ、更別村内の防犯、及び、交通安全等の業務に尽力していただきました。また、定年退職後におきましても、更別村に居住されており、更別村生活安全推進協議会の理事、及び、帯広地区防犯協会連合会の理事としてご活躍をされている方であります。公平、公正で、何より責任感が強く誠実で、村民からの信頼も厚く、人権擁護委員として適任であると考えております。

なお、任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3年間であります。

以上、ご提案を申し上げまして、ご同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件は、原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、原案による者を適任者と認め、推薦に同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第43号

○議 長 日程第8、議案第43号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第43号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件であります。

更別村教育委員会委員に次の方を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字更別南1線92番地144にお住まいの神成奈美恵様、昭和53年3月17日生まれ、46歳であります。

神成様におかれましては、令和4年7月より前任の草深委員様の後任として1期約2年間にわたり教育委員を務めていただいております。これまで、教育委員として本村の教育、文化の振興にご尽力をいただいております。幅広い見識と、きめ細やかな視点から、子育てや不登校、いじめなど教育行政全般に関わるご提言やご助言も数多くいただいております。また、コミュニティスクールのみんなの学校応援団の一員として登録をいただいております。実際に授業をサポートするなど学校教育活動に対し深い理解を持ち、協力を惜しまない方です。自らも子育てをしながら教育問題にも関心が高く、豊富な知識と経験をお持ちであることから、引き続き教育委員をお願いするものであります。

なお、任期は令和6年10月1日から令和10年9月30日までの4年間です。

以上、ご提案申し上げ、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 更別村教育委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第44号

○議長 日程第9、議案第44号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第44号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件であります。

更別村農業委員会委員に次の方を任命いたしたいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

同意を得ようとする方は、更別村字勢雄265番地5にお住まいの高橋英樹様、昭和42年2月8日生まれ、57歳であります。

農業委員の選任につきましては、ご存じのとおり、平成28年度から議会の同意を条件とする市町村長の任命制度になっております。農業委員の任期は3年間であり、現在は令和5年7月20日から令和8年7月19日となっておりますけれども、前任の磯委員さんが9月末をもって退任することになったため、後任の委員の推薦募集を7月12日から8月8日まで行い、期間中に1名の推薦がありました。8月20日に開催されました更別村農業委員会委員候補者評価委員会で高橋様は農業委員として適任と評価をされております。

高橋様におかれましては、本村を代表する畑作農家であります。農業に精通し、責任感も強く、地域住民からも信頼をされております。また、JAさらべつの理事を長年務め、現在は筆頭理事として活躍をされておられます。これまでの豊富な知識と経験を生かされ、本村農業委員としてご尽力いただけるものと深く確信をしております。何とぞご同意をいただきたく、よろしく願い申し上げます。

任期は、前磯委員様の残りの在任期間である令和6年10月1日から令和8年7月19日です。

以上、ご提案申し上げ、ご同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第44号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 更別村農業委員会委員の任命につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

◎日程第10 議案第45号

○議 長 日程第10、議案第45号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第45号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村国民健康保険条例（昭和34年更別村条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）の施行により、関係する条文の整理を行うため、この条例を制定するものであります。

2の要旨といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、国民健康保険の被保険者証の廃止が令和6年12月2日から施行されることから、被保険者証の返還に応じない者に関する文言を削るとともに経過措置を設けるため、条例の一部を改めるものであります。

次のページをお開きください。次のページは条例本文であります。新旧対照表によってご説明を申し上げます。現行第16条の下線部、「第9項」とあるのを改正後は「第5項」に、さらにその下の下線文、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」とある文言につきまして、改正後は「又は虚偽の届出をした」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日、第1項、この条例は、令和6年12月2日から施行するものであります。

第2項、条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用につきましては、なお従前の例によるというものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 確認だけさせていただきます。

本法律の施行が令和6年12月2日からということで、マイナンバーとの一体化ということの理論だというふうに解釈できると思います。国も保険証についての対応については実施しないと、基本的にはマイナンバーで一括して実施するよというような内容の説明をしておりますけれども、今、冒頭の開会の中に当たって村長からも一部ご挨拶の中にありましたけれども、マイナンバーの関係がおおむね85%の普及率ということで、残念ながら15%程度の未交付という形になっています。15%といいますと、大体、村民に対して四百数十名が該当しているという形になります。約3か月弱の中でマイナンバーを普及させる、あるいは一体化に向けてというのはなかなか推進するに当たって至難の業だというふうに思いますけれども、それ以降の12月2日以降の対応について、保険証の在り方も含めてどのような捉え方で進めていくのかも含めて、多少、補足説明していただければありがたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回、ご存じのとおり、健康保険証が12月2日からということなのですが、まず、その仕組みについて説明させていただきますと、いろいろと保険証がなくなるというような表現をされるのですが、一応、整理としては、今年の12月2日以降新たに健康保険証の発行がされなくなるということになります。経過として、12月2日から紙の保険証が使えなくなるということではないのです。その時点でお手元に持っている保険証の有効期限がある場合はその有効期限までと、なければ、最大、令和7年の12月1日まで使えると。ですので、最終的には来年の12月2日以降は紙の健康保険証というものは存在しないのですが、その方々の状況によって紙の保険証が使えなくなる日が変わってくるということがまず制度としてあります。今回、国保の条例ということなのですが、村民の方それぞれ先ほどのような数字にはなるかと思えます。国保に限らずマイナンバーの関係について、健康保険の関係ですから、今回村の広報だとかでそういう仕組みだとかの周知ですとか、また、12月2日になりますので、また、近くなりましたら国とかでも周知のリーフレットとかがありますから、そういうものをもって周知したいと思っております。また、国保ですとか後期高齢者に関しては村のほうで直接そういうようなお知らせを個別にしたりだとかはなるのですが、その他の俗に言うほかの健康保険、そちらについては村としても一般的な周知はしますけれども、恐らくそれぞれの健康保険のほうからそういうご案内が行くのかなと思っております。

先ほど言ったように紙の発行がなくなった場合は、今現在、マイナ保険証としてひもづけされていない方々についてはその有効期限が切れる前に資格確認書というようなものを発行するという事になっていきますので、一般的に国保であれば来年の7月末までが、今現在、交付されているものの有効期限になっていますから、それ近くなったら、それまで

紙で使えますので、近くなったら資格確認書を発行するだとかということになります。先ほど言ったように有効期限が人それぞれ変わりますので、一律皆さんがこの日からというところがないところがちょっと紛らわしいというか、分かりづらい仕組みになっているかなと思いますので、なかなかそういう表現をうまく説明もしづらいのですけども、やっぱり数多くいろんな場面で周知したりだとか、うちの診療所のほうでもそういうチラシだとかを掲示したりだとか、いろんな場面で啓発していくしかないのかなというところがありますけれども、先ほど言ったように2日以降新たに保険証がもうなくなって医療が受けられないというようなことではありませんので、引き続き仕組みにのっとなってこちらも周知しながら進めていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。基本的に、私、心配しているのは紙の媒体が、今私も国保入っているのですけども、半年半年で更新されるということで、更新来ましたので、多分来年の7月まで有効かなと思ひのんですけども、ただ心配されるのは、今、国保病院の関係の話をあえて引用して説明いただいたのんですけども、住民にとってはそこだけでなく、いろんな媒介というか、帯広市内も含めてという、病院も通われる方がいらっしやって、その中でマイナンバーという話になってしまうとなかなか惑わされるというか、ちょっと戸惑う方がいらっしやるのかなというふうに思ひていますし、また、来年の7月末まで一定の猶与はあるよといひながらもそこまでの、約四百何名の方々が全てマイナンバー取得していただひという形であればいいのだけども、現実を見るとなかなか難しいかなといひ、私はそういう思ひからちょっと心配されるなといひことで質問させていただきました。いずれにしても、普及に向けてという理論は理論として理解できるのんですけども、なかなか、事務方の思ひと受ける側のマイナンバーを取得するという部分のどうしても認識の差があるといひことがどうも拭ひ切れないといひか、整理できない部分がどうしても出てくるのかなといひことがありましたので、それらも含めて、どううまくそういうふうにしていくか、あるいはマイナンバーを取得しないで来年7月以降の部分にできない方、しない方についての対応も含めてといひことになるのと、やっぱり、事務整理も含めて大変になるのかなといひ部分もありますので、その点、円滑に進められるような形でよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上です。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほど周知していくといひことは、基本マイナンバーカードをひもづけしてくださいといひことなのでしょうけれども、私の先ほどの説明は仕組みとして資格確認書だとかもありますので、マイナンバーがなければ医療が受けれないだとか、そういうちょっと勘違いするような情報発信ではなくて、正しい情報を発信する上できめ細やかな話なのかなといひようなところですので、何せ、保険証がもう使えなくなるのだといひことが先行してしまひますと、事実と違ひようなところで医療を受けるのに対して拒否といひ

うか、機会が失われては困りますから、あくまでも、医療は変わらず受けられるということは強調して周知していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第45号 更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第46号

○議 長 日程第11、議案第46号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第46号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年更別村条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が一部改正されたことに伴い、更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するため、この条例を制定しようとするものであります。

第2の要旨といたしまして、1、第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改めるものであります。

2、第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改めるものであります。

3、第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改めるものであります。

4、第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改めるものであります。

次のページをお開きください。条例本文であります。新旧対照表で説明申し上げます。見出し、保育所等との連携、第6条の第4項の第1号、第2号の下線部につきましては、改正後は文言整理をするものであります。

続きまして、見出し、職員の第29条第2項第3号の下線部「20人」を「15人」に、第4号、「30人」を「25人」に、次のページにまいります。見出し、職員、第31条第2項第3号の下線部、「20人」とあるのを「15人」に、そして第4号、「30人」とあるのを「25人」に改めるものであります。

続いて、見出し、保育所型事業所内保育事業所の職員の第44条第2項の第3号の下線部、「20人」を「15人」に、第4号、「30人」を「25人」に。

続きまして、見出し、小規模型事業所内保育事業所の職員の第47条第2項の第3号、次のページに行きますけれども、「20人」と下線部あるのを「15人」に、そして第4号、「30人」とあるのを「25人」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、施行期日の第1項、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項、保育士（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士をいう。）及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合におきまして、この条例による改正前の更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有するものとするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

（なしの声あり）

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第46号 更別村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第47号

○議長 日程第12、議案第47号 令和6年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第47号 令和6年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億553万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,541万8,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 大野副村長。

○副村長 それでは、令和6年度更別村一般会計補正予算(第3号)につきまして補足説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正は、第1条は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億553万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,541万8,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。

歳入歳出予算の補正につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。初めに、歳出からご説明いたします。14ページをお開き願います。款1議会費、項1議会費、目1議会費は、12万6,000円を追加し、補正後の額を5,092万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、各種調査経費は、総務厚生・産業文教常任委員会所管事項合同調査に係る旅費等です。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、1,530万6,000円を追加し、補正後の額を9億6,970万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、庁舎維持管理経費は役場庁舎地下にあるボイラーの一部破損に係る修繕、(2)、出納一般事務経費は内国為替運用制度改正により、10月から更別農協及びゆうちょ銀行における公金の口座振込手数料が発生するための費用、15ページをお開き願います。(3)、情報処理導入経費は給食管理システム、システム納入通知書カスタマイズに係る北海道自治体情報システム協議会への負担金、(4)、寄付金管理事業は寄付金管理基金積立金に係る預金利子及び令和5年度までの決算額との寄附差額分の追加積立て、(5)、DX推進事業は地域活性化起業人制度を活用して役場業務における事務の効率化を図るための費用でございます。

目3財産管理費は、66万円を追加し、補正後の額を143万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、村有財産整備事業は、旧鉄道用地売却に伴う用地分割測量費です。

目4地方振興費は、13万1,000円を追加し、補正後の額を6億2,478万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、企画政策事務経費は土地利用規制等対策委託金について同交付金の追加に伴う消耗品費、(2)、移住定住促進事業 臨時分は東京圏の大学生が地方企業の就職活動に係る費用の支援であり、上限3万2,000円で4名分、国2分の1、道4分の1、村4分の1の負担でございます。

16ページを御覧願います。目5交通安全費、目7車両管理費は、財源振替です。

目8村有林管理費は、1万8,000円を追加し、補正後の額を2,785万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、村有林野基金積立金は、利子分の増です。

目9住民活動費は、1万2,000円を追加し、補正後の額を2,894万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、協働のまちづくり基金積立金は、利子の増です。

目10財政調整基金費は、1億493万8,000円を追加し、補正後の額を1億2,998万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、財政調整基金積立金は、利子の増のほか、令和5年度の繰越金が確定したことに伴い財政調整基金に積立金として積み増しするもので、法律に基づき令和5年度繰越金2億5,955万円の2分の1以上を積み増すものです。

目11公共施設等整備基金費は、85万5,000円を追加し、補正後の額を89万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、公共施設等整備基金積立金は、利子及び国債の運用益の増です。

目12減債基金費は、1万5,000円を追加し、補正後の額を81万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、減債基金積立金は、利子分の増です。

17ページをお開き願います。項2徴税费、目1税務総務費は、7万7,000円を減額し、補正後の額を378万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、税務事務経費は、十勝市町村税滞納整理機構へ引き継ぐ滞納者確定に伴うものです。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、32万8,000円を追加し、補正後の額を2億4,552万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉基金積立金は利子の増、(2)、福祉灯油等助成事業は郵便料金変更に伴う増、(3)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は十勝市町村税滞納整理機構への負担金確定に伴う減、(4)、障害者総合支援事業は身体障害者補装具給付費の不足が見込まれるためです。

18ページを御覧願います。目2福祉の里総合センター費は、5万1,000円を減額し、補正後の額を7,540万8,000円とするものでございます。説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、施設修繕の執行状況により、今後、不足が見込まれるほか、エアコン室外機動作不良に伴う点検、生活支援ハウスの洗濯機の更新に係るものです。(2)、給食業務経費、(3)、健康増進室整備事業は、事業実績に伴う執行残です。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、109万5,000円を減額し、補正後の額を2億1,341万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、児童福祉施設整備補助事業は、認定こ

ども園どんぐり保育園大規模改修事業の事業実績に伴う執行残です。

項3 老人福祉費、19ページをお開き願います。目2 老人保健福祉センター費は、190万円を追加し、補正後の額を8,524万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は、施設修繕の執行状況により、今後、不足が見込まれるためです。

目3 老人福祉推進費は、224万円を減額し、補正後の額を7,835万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、老人保護措置事業は、養護老人ホーム入所者の退所に伴う減です。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費は、300万円を追加し、補正後の額を1,691万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、医療・介護・福祉施設事業者支援事業は、訪問看護ステーションかしわのもり・はれについて、村内で事務所を移転するための支援です。村内企業ではありませんが、村におきまして医療、介護、福祉の連携に重要、必要な事業所と考えており、更別村起業・創業等支援事業助成金に準じて助成を行うもので、施設改修、備品購入等の事業の30%以内、限度額300万円で助成するものです。

目2 予防費は、914万3,000円を追加し、補正後の額を2,374万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、予防接種事業経費は、本年10月から行う新型コロナワクチンの定期接種に係る費用です。定期接種につきましては、65歳以上の方、60歳から64歳の方で心臓、腎臓等障害がある方が対象で、接種費用の一部を国、村で助成するもので、自己負担額は3,000円程度を見込んでおります。なお、定期接種対象外の方は任意接種となり、全額自己負担となります。

20ページを御覧願います。目4 診療所費は、286万1,000円を減額し、補正後の額を1億4,267万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、歯科診療所医療機器購入事業は事業実績に伴う執行残、(2)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は歳入歳出の均衡を図るものです。

目5 保健推進費は、1万5,000円を追加し、補正後の額を3,303万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、子育て世代包括支援センター運営事業は、栄養士の通勤費です。

項2 清掃費、目1 し尿・塵芥処理費は、財源振替です。

款6 農林水産業費、項1 農業費、目2 農業振興費は、5,713万6,000円を追加し、補正後の額を3億7,430万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、農業振興基金積立金は、利子分の増です。21ページをお開き願います。(2)、農業振興補助金等は、経営継承・発展等支援事業補助金、持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金については、それぞれ新規採択による追加です。経営継承・発展等支援事業補助金は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者によるその経営を発展させる取組を支援するもので、新規採択2件あり、国、村それぞれ50万円の補助でございます。持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金は、バレイショ等の作物の供給力の強化、労働負担の軽減、豆類の安定生産体制の強化などの取組を支援するための事業で、7月補正予算で11件分追加いたしました。その後、新たに7件新規採択されました。(3)、農業関係団体記念事業助成金は、JAさらべつ青

年部創立50周年記念事業への助成金です。(4)、環境保全型農業直接支援事業は、環境保全型農業直接支援対策事業について取組面積の増加によるものです。

項2 林業費、目1 林業振興費は、1,000円を追加し、補正後の額を1,193万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、森林環境譲与税活用事業は、森林環境譲与税基金積立金の利子分の増です。

款7 商工費、項1 商工費、22ページを御覧願います。目3 観光費は、財源振替です。

款8 土木費、項2 道路橋りょう費、目2 道路維持改良費、目3 道路新設改良費は、財源振替です。

項3 住宅費、目4 賃貸住宅建設促進費は、960万円を追加し、補正後の額を960万円とするものでございます。説明欄(1)、賃貸住宅建設促進事業は、民間事業者に対する賃貸住宅建設に係る助成金です。

款10 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費は、財源振替です。

23ページをお開き願います。目3 こども夢推進費は、2,000円を追加し、補正後の額を50万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、こども夢基金積立金は、利子分の増です。

項2 小学校費、目1 学校管理費は、45万7,000円を追加し、補正後の額を1億5,612万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、学校施設維持管理経費 小学校は、更別小学校のボイラー修繕及び支障木の伐採です。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費は、251万4,000円を追加し、補正後の額を6,088万7,000円とするものでございます。説明欄(1)、幼稚園舎維持管理経費は、更別幼稚園及び認定こども園どんぐり保育園のエアコン設置に伴う電気料の増などです。なお、更別幼稚園、認定こども園どんぐり保育園それぞれにエアコン設置しましたが、高圧受変電設備は共有しており、幼稚園、保育園の電気料については、まとめて村で支払い、保育園から村に電気料を納めてもらうものでございます。(2)、認定こども園運営経費は、認定こども園上更別幼稚園の幼稚園教諭、保育士1名について、時間給ではなく月額で勤務してもらうための費用のほか、事業実績に伴う執行残です。現在、パートタイムで午後のみ勤務しておりますが、新たにゼロ歳児が入園予定のため、一日勤務に変更するものです。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費は、11万3,000円を追加し、補正後の額を3,208万9,000円とするものでございます。説明欄(1)、コミュニティ・スクール推進事業は、CSコーディネーターの通勤費です。

款12 公債費、項1 公債費、目2 利子は、9万4,000円を追加し、補正後の額を573万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、一時借入金利子は、利子分の増です。

款13 諸支出金、項1 基金繰出金、25ページをお開き願います。目1 土地開発基金繰出金は、82万9,000円を追加し、補正後の額を83万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、土地開発基金繰出金は、国債の運用益です。

項2 過年度過誤納還付金、目1 過年度過誤納還付金は、466万2,000円を追加し、補正後

の額を616万2,000円とするものでございます。説明欄（1）、過年度過誤納還付金は、昨年度の国庫補助金、交付金について精算分を返還するものです。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1村税、項1村民税、目1個人は、1,504万3,000円を減額し、補正後の額を2億4,173万7,000円とするものでございます。農業所得、営業所得の減などです。

項2固定資産税、目1固定資産税は、2,431万8,000円を追加し、補正後の額を3億3,437万5,000円とするものでございます。償却資産に係る課税見込額の増などです。

項3軽自動車税、目1軽自動車税種別割は、66万9,000円を追加し、補正後の額を1,398万5,000円とするものでございます。実績によるものです。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金、目1地方特例交付金は、1,498万5,000円を追加し、補正後の額を1,742万9,000円とするものでございます。住宅借入金等特別控除分及び定額減税分の確定によるものです。

9ページをお開き願います。款12分担金及び負担金、項2負担金、目1民生費負担金は、43万5,000円を減額し、補正後の額を220万2,000円とするものでございます。養護老人ホーム退所に伴う入居者費用徴収金の減です。

款13使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料は、1,000円を追加し、補正後の額を1,573万2,000円とするものでございます。更南行政区会館敷地使用に伴うものです。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、14万5,000円を追加し、補正後の額を8,922万2,000円とするものでございます。身体障害者補装具給付費の増に伴う国庫負担金です。

項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、54万7,000円を減額し、補正後の額を8,853万9,000円とするものでございます。認定こども園どんぐり保育園の大規模改修事業の確定によるものです。

10ページを御覧願います。款15道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金は、7万2,000円を追加し、補正後の額を5,425万6,000円とするものでございます。身体障害者補装具給付費の増に伴う道負担金です。

項2道補助金、目1総務費道補助金は、9万6,000円を追加し、補正後の額を3,790万7,000円とするものでございます。東京圏の大学生が地方企業の就職活動に係る費用を支援するための道補助金です。

目4農林水産業費道補助金は、5,433万8,000円を追加し、補正後の額を3億781万9,000円とするものでございます。環境保全型農業直接支援対策事業及び持続的畑作生産体制確立緊急支援事業に関する道補助金です。

項3委託金、目1総務費委託金は、3,000円を追加し、補正後の額を632万7,000円とするものでございます。土地利用規制等対策委託金の交付金額の内示によるものです。

款16財産収入、項1財産運用収入、目2利子及び配当金は、230万2,000円を追加し、補

正後の額を323万7,000円とするものでございます。各基金積立金の利子、預金利子及び南十勝森林組合の出資配当金です。

11ページをお開き願います。款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、1億386万6,000円を減額し、補正後の額を5,542万円とするものでございます。歳入歳出の調整です。

12ページをお開き願います。目6農業振興基金繰入金は、9,000円を追加し、補正後の額を571万1,000円とするものでございます。農業振興基金の預金利子です。

目7福祉基金繰入金は、4万2,000円を追加し、補正後の額を5万5,000円とするものでございます。福祉基金の預金利子です。

目10寄附金管理基金繰入金は、782万4,000円追加し、補正後の額を1億932万5,000円とするものでございます。令和4年度、5年度の寄附額増に伴う各3月補正予算と各決算額の差額を繰り入れるものです。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、2億955万円を追加し、補正後の額を2億5,955万円とするものでございます。前年度繰越金の確定です。

款20諸収入、項2預金利子、目1預金利子は、10万円を追加し、補正後の額を13万円とするものでございます。歳計現金の預金利子です。

項5雑入、目5雑入は、968万3,000円を追加し、補正後の額を5,203万3,000円とするものでございます。交通安全指導員の被服購入に関する交付金、飛び出せワールド事業に対するいきいきふるさと推進事業助成金、経営継承・発展等支援事業に対する補助金、水槽付ポンプ車のエンジン認証不正に対する燃費補償金、13ページをお開き願います。認定こども園どんぐり保育園の電気料、10月から開始いたします新型コロナワクチンの定期接種に関する助成金でございます。

目6過年度収入は、95万3,000円を追加し、補正後の額を95万4,000円とするものでございます。過年度収入の確定によるものです。

款21村債、項1村債、目5臨時財政対策債は、33万2,000円を追加し、補正後の額を675万9,000円とするものでございます。普通交付税の確定によるものです。

歳入のご説明は以上となります。

続きまして、第2表、地方債補正についてご説明いたします。5ページをお開き願います。地方債補正につきましては、記載されているとおりでございます。臨時財政対策債の限度額について補正後の限度額を675万9,000円とし、地方債の限度額合計を6億9,795万9,000円としております。

以上、令和6年度更別村一般会計補正予算（第3号）の補足説明は以上でございます。
○議長 説明が終わりました。

この際、午前11時30分まで休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 17ページ、款2総務費、目1税務総務費と、説明(1)の税務事務経費の滞納整理機構の減額の部分について質問させてもらいたいというふうに思います。

滞納整理機構につきましては、やっぱり、税の公平性を保つために滞納者の収納に努めていくということなのですけれども、まだ、年度途中で、先ほどの説明では滞納者が確定したということなのですけれども、年度途中でこの部分を削減するのはちょっと理解できないものですから、その辺について説明をいただきたいというふうに思います。

あわせて、22ページになるのですけれども、款8土木費の項3住宅費、目4賃貸住宅建設促進費の賃貸住宅建設促進事業で先ほど民間住宅に対する助成という説明がございました。どのような民間住宅に対する助成なのか、その内容についてもうちちょっと詳しく説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 それでは、まず、前段の税務事務経費の件の説明をお願いいたします。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ご質問のありました十勝市町村税滞納整理機構の負担金でございます。整理機構ですけれども、悪質な滞納者や、滞納されたまま村外へ転出をしましてその徴収が困難になる場合は、滞納整理機構と協議をしてその滞納者を引き継ぐというものでございます。それで、この負担金でございます。当初予算では滞納整理機構への引継ぎを2名と想定をしてございました。この2名の方は住民税と国民健康保険税の両方を滞納しておりましたけれども、これを年度末に一生懸命徴収を行きまして、結果的にその1名の方が完納、全て支払っていただいたということで、この国民健康保険税の負担割合を計算しましてその額を減額したということになっております。後ほど、国民健康保険税のほうでも説明があると思いますけれども、そちらのほうでも1名分の減額となっているところでございます。

以上でございます。

○議 長 次に、賃貸住宅促進事業の件についてお願いいたします。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 事業について、どのような住宅に対する助成か詳しくということでございます。まず、本事業につきましては、更別村賃貸住宅建設促進事業助成金に関する条例に基づきまして実施するものでございます。住環境の整備と村内への定住を図ることを目的に、1棟4戸以上の賃貸による共同住宅の建設に対しまして、住宅の延べ床面積3.3平方メートル当たり8万円を助成するものでございます。ここ近年の住宅動向でございますが、

転入・転出の異動シーズンであります、3月、4月頃になりますと村が管理している住宅のうち特に単身者向け住宅の需要が高まっております。そのため、空室に余裕がない状況となっているところでございます。また、民間の賃貸住宅にも単身者向け住宅、間取りでいいますと1LDKの住宅でございますが、比較的築年数が浅い物件が多いということもありまして入居率が高い状況が続いております。お話を聞くところによりますと、住宅の完成前の段階から予約で埋まりましたというようなお話も聞いているところでございます。こういったことから、入居する住宅がなくて本村に転入することができない、居住することができないといった状況をなくすために本事業により共同住宅の建設につなげるものとなっております。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ただいまの民間住宅に対する助成の関係なのですけれども、村でも単身者住宅はいろいろ管理されていると思うのですけれども、村の単身者住宅の状況によっては、民間の単身者住宅の経営を圧迫する可能性もあると考えられるので、現在の村が管理する単身者住宅の入居状況について説明いただけますか。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 村が管理しております単身者向け住宅、間取りでいいますと1LDKになります、こちらにつきましては5棟56戸でございます。本事業を活用しまして整備されました民間住宅の1LDKにつきましては14棟85戸となっております。8月末現在の空室の状況でございますが、村が管理する住宅につきましては56戸のうち3戸空室となっているところでございます。また、民間住宅の空室数なのですが、こちらは直接所有者の方にお聞きすることはしておりませんが、インターネットの賃貸情報サイト等による市場調査を行いますと、先月末現在では2戸の空室がございます。ただ、年度途中となりますと異動等もありますので、一時的に空室数が増減することは見られるところでございます。今回不足ぎみになるのは3月、4月、春の転入・転出シーズンの状況を見ての補正となっております。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 すみません。19ページ、款4衛生費の関係の保健衛生総務費の中の備考欄とございますか、医療・介護・福祉事業の支援対策ということでご説明いただきました。これ、企業が更別に来られるということで大変好ましいことだということで、それに対する対応ということでございますけれども、これは、多分、鹿追にある、かしわのもりということで、どちらかという高齢者の健康見守りみたいな事業を展開している事業者だというふうに思っております。そこで、ちょっと関連があるということで、拡大解釈の中の質問になるかもしれませんが、この開設に当たってということの位置づけとございますか、村の国保だとか、保健福祉課だとか、様々な面の高齢者対策も含めて実施している

中で、実質私うちの母親もかしわのもりのお世話になったという経験があるのですけれども、どうも一連の中の医療、保健だとか、そういう介護だとかという部分の位置づけの中で、どういうふうなくくりの中でそれを利活用していくのかというのはなかなか見えない部分があると思いますので、それらの捉え方、進め方についてのご説明をいただければありがたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の事業者支援ということなのですが、かしわのもりさんにつきましては、今回、新たに村で新規に開業するというのではなくて、既に平成30年からうちの村のほうで訪問看護ステーションを開設しております。今回はその場所を移転するというようなこととなります。現在は、老人保健福祉センターの一角で村の行政財産の建物貸付けというような形で事業を行ってございましたけれども、今回、新たに村内の空き家住宅のほうに移転して、改修して活用するということでしたので、その事業に対する支援ということになります。

この訪問看護ステーションですけれども、運営主体は鹿追町のNPO法人のかしわのもりというところが運営されております。事業としては訪問看護、それと、介護予防訪問看護という、その2つについて北海道のほうから事業所としての認定を受けて、それぞれ、医療ですとか介護保険事業に基づいてそれぞれ事業を行ってございまして、今現在も事業を実施しております。村としては保健、医療、介護、それプラス在宅医療も進めている上では非常に重要な事業所になっております。ですので、引き続き村としても支援して、この事業を引き続き運営できるようなというように、今回、引き続きの支援というように考えております。先ほど言ったように既に医療と介護の制度にのっとってそれぞれ活動されておりますので、引き続き、先ほど言った医療・介護・福祉の連携という中で村内のいろんなケア会議とかも連携しながら進めておりますので、より充実した体制を取っていききたいなと思っておりますので、村としてもその事業に対しての支援をしたいというように、今回、提案させていただいております。よろしく願いしたいと思いません。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 説明ありがとうございます。ただ、事業所というのか、もともとがあるというのは私も認識しながらの質問になって申し訳なかったのですが、基本的には医療・介護・福祉、これらの一連の中の幅広く見詰めれば、医療という総体的な部分の医療の行為の延長でという捉え方もできるという部分があるので、今までは間借りしていた分がある程度、その分という、支援はするのは、それは構わないというふうには思うのですけれども、ただ、その部分が常時来ていただいている部分の中で、どう医療機関、全ての医療機関も含めて、保健福祉課も含めてどう関わっていくかというのは重要なことですし、またバッティングする部分も出てくるって私は端的にその心配をしているだけなのです。だから、そのエリア分けも含めてどういうふうに、相互連携していきますという説

明いただいたのですけれども、やっぱり、円滑運営はどうできるのかという部分、私は未知数だというふうに捉えていますので、その点どういうふうな形を整理するのかという部分がもし原案としてあれば、素案としてあるのであれば、ちょっと説明加えていただきたいというふうに思っているのですけれども。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今時点も、平成30年から既に事業を行っておりますので、事務所の場所が変わるのみで、常に今も連携して事業を行っておりますので、訪問看護ステーションとして更別に職員が1人、看護師が常駐しておりますから、それは今までと活動の中身だとか、それぞれ先ほど言った訪問看護ですとか介護予防訪問看護として指定を受けておりますので、その中で事業エリアとしては更別村と中札内エリアをたしか指定されていると思いますので、その中で村の診療所の訪問診療ですとか、そういうものと連携しながら今時点でも事業連携して行っておりますので、事業内容については変わらないのかなと。拠点がより事業所として活動しやすいような方向で移転したいということでしょうから、そちらについてはより充実した事業運営ができるのであれば、それは非常にいいことかなと思っておりますので、ここについては引き続き同様な支援をしていきたいなというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。ちょっと私の認識不足でごめんなさい。たまたま私の認識したところというか、私が聞き及んでいた、かしのりの対応というのは毎日ではなくて、私どもがお世話になっていたという部分もあったら週2回とか3回とかという部分で来ていたという部分があったので、そういう認識があったものですから、それが常駐することによって毎日になるのか、できるのかいと、そうするとまた連携が違うのではないかというような私は思ひがあったものですから質問させていただきました。今、毎日、更別で活動しているというのであれば、それはそれで連携ができているというふうには、ある程度、毎日の中の看護を含めて、訪問看護も含めてとなるのでしょうかけれども、ちょっと私の認識はそういう認識だったものですから、それが常駐して毎日になるよという話になればもっといろいろな部分の連携も必要なのではないですかというちょっと疑問があったものですから質問させていただきました。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 すみません。繰り返しの話になるのですけれども、もともと先ほど言ったように平成30年から村で事業所開設しておりますして、職員も看護師として1名常駐しておりましたので、それは今までと変わらず、今後も同じ体制になっております。回数については、先ほど言ったようにそれぞれ医療・介護の枠組の中で活動になりますから、その範疇の中での訪問になりますので、毎日ですとかはその患者さんだとかの状況によりますので、その部分についてはあくまでも制度の中での活動になってまいりますので、そのところは誤解のないようにしていただけたらなと思ひますし、繰り返しになりますけれ

ども、事務所の場所が移転したというだけですので、事業自体は全く何も変更はありませんので、逆に事業所を構えて、より充実した形になっていったらいいのかなというようなことは期待できますので、引き続き、今まで同様、地域と連携しながら進めていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ただいまの質問に関連して、ちょっと私も認識不足なものですから、この訪問看護ステーションの関係なのですけれども、今のここで勤められている方の構成というか人数、先ほど何か常駐されている方もいらっしゃるということだったのですけれども、どういう方々が何名新しくできた事務所で勤務されるのかということをお教えいただきたいのと、この移転先というのは、もし今言えるのであればお聞きしたいなという部分があります。

それと、ちょっと違うのですけれども、その上の民生費の老人保健福祉センター維持管理経費の部分で190万円、これ、今後の執行が見込まれるということだったのですけれども、大型機械、例えばボイラーだとか、その辺の修繕も見込まれているのか、そして、この額をどういうふうな形で算出されたのかという部分を併せて質問させてもらいたいと思います。お願いいたします。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 先ほどの話のとおり、今現在、今までも看護師が1名常駐して活動しております。状況によっては、更別にはサテライトというような位置づけになっていきますから、本体の鹿追町のほうからも状況に応じては看護師の派遣を受けながら活動はしていると思っておりますけれども、常駐者は1名ということで対応しております。

それと、ちょっと話が飛びまして、老人保健福祉センターの維持管理経費ということですけれども、今回は特に修繕の見込みがあるということではなくて、今時点での執行状況と今後の執行見込みということで、過去3年間の10月以降の支出状況を見たときにちょっと不足が見込まれるのかなということですので、予算を確保して緊急時にはすぐ対応できるようにというようなことの予算組みになっております。後ほどの福祉の里総合センターの修繕費も同じような考えでおりますので、施設の適正な管理に努めたいなと思っております。

移転先につきましては、これからの事業計画になりますけれども、村内の空き家住宅を取得したというようなことは聞いております。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 15ページ、総務費のDXの推進事業に関するところでちょっと詳しく教えていただきたいなというふうに思っています。

起業人を使って役場の事務の関係を軽減、削減していくよというところなのですが、もちろんこういうものを使いながら進めていく、専門家も含めてということには多分なっ

くるのだとは思いますが、どのような事務の内容を担当していただき、どういうものをしていただくのかという部分と、今後も何年間も雇用していくのか、その辺の今後の進め方というか、その部分について、もうちょっと詳しく説明をいただければありがたいなというふうに思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 DX推進事業の起業人制度を活用してということなのですが、こちらにつきましては村自体で、今、更別村役場のDX計画、そういったものが全くありませんので、そういったところについて計画を立てていきたいというふうに考えております。その計画をつくるに当たって専門家でありますITの専門家であるとか、そういった方のご協力をいただきながら計画を策定していき、その計画をつくった後実行していく。実行した段階で問題点とか修正するべきところが出てきたら、また起業人の方の力を借りながら中で計画をバージョンアップさせていきたいというふうに考えておりました、今回、補正予算として計上させていただきました。起業人の方につきましては、現在、調整しております、お願いはしているところだということでございます。

以上です。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 15ページ目3の(1)のところについてちょっとお伺いします。

旧鉄道用地の売却との関連で測定をするというようなお話でした。私は、鉄道の例えば駅とか、そういうものは観光開発との関係ですごく意義があるのではないかというふうに移住者として思ってきたところがあるのですが、どの地域、場所をどういったところに売却されるのかとか、計画があるのでしたらお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 このたびの村有財産整備事業の補正でございますけれども、村が保有いたします旧国鉄用地を隣接する土地の所有者の方に売却をしようとするものでございます。そのため、用地確定測量に係る委託料66万円追加するという補正になっております。旧国鉄用地に関しましては、旧広尾線跡地を村が購入いたしまして、隣接する土地の所有者の方に売却を進めてまいりまして、ほとんどの土地をもう既に売却を済ませておりますけれども、一部の跡地につきましては隣接する土地の所有者の方が購入を希望しないというところもありまして、一部処分ができないまま残っているものが若干、ほとんど処分をしているのですけれども、若干残っております。場所につきましては、上更別南15線105番地9ほか3筆というふうになっております。いずれも隣接する土地は農地になっておりまして、恐らく、観光資源ということで活用するということはちょっと難しいのかなと思います。基本的には隣接する土地の所有者の方に売却をさせていただきたいということでこれまでも進めてまいりましたので、あと少し残っている分は引き続き処分をしてみたいというところでございます。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 21ページお願いいたします。款6農林水産業費の説明欄で(2)、農業振興補助金等でご説明をいただきました。持続的畑作生産体制確立緊急支援事業補助金ということで、7月補正で11件、このたび、7件の新規採択ということで、多分、内容等様々な部分の補助金があると思うのですが、その部分だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 持続的畑作生産体制確立緊急支援事業の補助金についてですが、今、言っていたように7月に追加補正をさせていただきまして、今回、2次募集の分ということで7件を追加するものでございます。こちらのほうは、基本的には、内容的には、省力作業機の導入というふうなメニューに沿ったものになっております。今回は、こちらのほうのメニューに沿ったものが7件ということで内容になってございます。作物については、でん粉用バレイショであったり、インゲンと、あと小豆ですか、このような作物に対してそれぞれ省力化というふうな形で申請がなされているものでございます。

以上でございます。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和6年度更別村一般会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時半まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第48号

○議 長 日程第13、議案第48号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第48号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,990万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ872万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億274万円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。9ページをお開きください。款1総務費、項2徴税費、目1賦課徴収費は、1万3,000円を減額し、補正後の額を18万9,000円とするものであります。説明欄、十勝市町村税滞納整理機構負担金1万3,000円の減額は、滞納整理機構の負担金が確定したことから減額するものであります。

款3国民健康保険事業費納付金は、いずれも財源振替となるものであります。

続きまして、10ページにまいります。款6基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、2万8,000円を追加し、補正後の額を3万1,000円とするものであります。預金利息改正による増額であります。

款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金は、10万円を追加し、補正後の額を35万円とするもので、過年度分の国民健康保険税賦課更正に伴う還付金の増によるものであります。

項3過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、48万4,000円を追加し、補正後の額を48万5,000円とするものであります。前年度特別調整交付金の精算に伴う返還金であります。

次に、歳入にまいります。7ページをお開きください。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、255万円を減額し、補正後の額を1億9,114万9,000円とするもので、当初賦課確定に伴う減額であります。

款4財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、2万8,000円を追加し、補正後の額を3万1,000円とするもので、預金利率改正による増額であります。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、1万3,000円を減額し、補正後の額を2,873万7,000円とするものであります。説明欄、事務費対象分は、歳出の賦課徴収事務経費の減額によるものであります。

続いて、8ページにまいります。項2基金繰入金、目1基金繰入金は、308万8,000円を追加し、補正後の額を4,111万8,000円とするもので、当初賦課確定による保険税の減額による増額するものであります。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、4万6,000円を追加し、補正後の額を14万6,000

円とするもので、前年度の繰越額の確定により予算を追加するものであります。

続きまして、診療施設勘定の説明にまいります。初めに、歳出からご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思っております。款1総務費は、20万6,000円を増額し、補正後の予算額を3億3,662万5,000円とするものであります。

項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして、(1)、診療施設維持管理経費は、消火器の更新時期が来たことによる消火器購入などの消耗品購入費用の増額であります。

款2医業費は、852万円を増額し、補正後の予算額を4,504万5,000円とするものであります。

項1医業費、目2医薬品衛生材料費、説明欄(1)、医薬品購入経費は、10月より開始する新型コロナワクチン接種の実施に伴い、定期接種、任意接種合わせて710名分のワクチン購入費用を増額するものであります。

項2給食費、目1給食費は、財源振替であります。

次に、歳入にまいります。14ページをお開きください。款1診療収入は、1,140万2,000円を増額し、補正後の予算額を2億242万5,000円とするものであります。

項3その他の診療収入、目1諸検査等収入、説明欄にまいりまして、各種予防接種診断料は、新型コロナワクチン接種の実施による接種料を増額するものであります。

款5繰入金は、273万6,000円を減額し、補正後の予算額を1億6,957万9,000円とするものであります。

項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄、一般病床分、救急病床分、その他運営補てん分は、診療所会計の収支の均衡を保つよう、それぞれ額を調整しているものであります。

款9道支出金は、6万円を増額し、補正後の予算額を6万円とするものであります。

項1道補助金、目1総務費補助金、説明欄、医療機関食材料費支援金は、食材料費の高騰に伴い、北海道より支給される金額であります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 15ページ、款2医業費、目2の医薬品衛生材料費の備考欄(1)、医薬品購入経費ということで、定期接種と、それから、任意接種ということで、今回予算を計上したということなのですけれども、定期と任意で人数それぞれ何人ずつ見られているのかを説明願いたいと思っております。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 接種の見込み人数は、定期接種分と任意接種分に分けて積算しております。65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、もしくは、呼吸器の機能の障

害などを有する方が対象となる定期接種につきましては、前回、実施した令和5年秋開始接種において65歳以上の方の接種率が約60%でありましたので、現在の65歳以上の方の人口の60%を基準に680人と想定しています。定期接種の対象外となる方の任意接種については、令和5年秋開始接種の接種人数約300人の10%を基準に30人と想定しております。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございました。定期接種については680名ということで、昨年度の60%ということで計上されたということなのですが、これ仮に60%を超えるような接種希望があった場合には、また改めて補正とか、そういうような形で対応するということがよろしいでしょうか。

○議 長 岡田診療所事務長。

○診療所事務長 接種は、今回、令和7年3月末までを予定しておりますので、今後、接種が開始されて予算の不足が懸念される状況になった場合は今後の補正予算等で対応させていただきますと思います。

以上です。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第49号

○議 長 日程第14、議案第49号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第49号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,729万7,000円とするものであります。

それでは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。7ページをお開きください。款4基金積立金は、68万4,000円を追加し、補正後の額を69万5,000円とするものであります。介護給付費等における過年度交付などについて積み増しをするものであります。

款5諸支出金、項1過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、406万6,000円を追加し、補正後の予算額を406万7,000円とするものであります。前年度の介護給付費等負担金などの精算に伴う還付金であります。

続いて、歳入にまいります。5ページをお開きください。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業交付金は、4万1,000円を追加し、補正後の額を422万8,000円とするものであります。前年度地域支援事業交付金の追加交付によるものであります。

款5道支出金、項1道負担金、目1介護給付費負担金は、23万7,000円を追加し、補正後の予算額を4,757万円とするものであります。前年度介護給付費負担金の追加交付によるものであります。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、8,000円を追加し、補正の額を9,000円とするものであります。基金積立金預金利率改正による増額であります。

款8繰越金は、446万4,000円を追加し、補正後の額を446万5,000円とするもので、前年度の繰越額の確定により追加するものであります。6ページも同じくであります。

以上、ご提案申し上げます、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第50号

○議 長 日程第15、議案第50号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第

1号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第50号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出の収入であります。款1簡易水道事業収益は165万8,000円を追加し、補正後の額を1億4,031万5,000円とするものであります。

項2営業外収益、目3長期前受金戻入は、165万7,000円を追加するもので、令和5年度決算により資産額が確定したことによるものであります。

項3特別利益、目1過年度損益修正益は、1,000円の皆増で、令和5年度法定福利費引当金の執行残を収益化するものであります。

続きまして、支出にまいります。款1簡易水道事業費用は、36万円を追加し、補正後の額を1億6,553万4,000円とするものであります。

項1営業費用、目3総係費につきましては、35万1,000円を追加するもので、節、手当につきましては給与改定分や引当金の不足分として、節、通信運搬費につきましては10月からの郵便料金値上げにより、それぞれ追加するものであります。

目4減価償却費につきましては、9,000円を追加するもので、決算により資産額が確定したことによるものであります。

なお、2ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 これで討論を終わります。

これから議案第50号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第51号

○議 長 日程第16、議案第51号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第51号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条は総則、第2条は収益的収入及び支出、第3条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

1ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入であります。款1下水道等事業収益は、3万6,000円を追加し、補正後の額を1億7,023万円とするものであります。

項2営業外収益、目4長期前受金戻入は、3万5,000円を追加するもので、令和5年度決算により資産額が確定したことによるものであります。

項3特別利益、目1過年度損益修正益は、1,000円の皆増で、令和5年度法定福利費引当金の執行残を収益化するものであります。

続きまして、支出にまいります。款1下水道等事業費用は、107万円を追加し、補正後の額を2億1,087万2,000円とするものであります。

項1営業費用、目3総係費につきましては、7万8,000円を追加するもので、節、手当につきましては給与改定分として、節、通信運搬費につきましては郵便料金の値上げにより、それぞれ追加するものであります。

目4減価償却費につきましては、99万2,000円を追加するもので、決算により資産額が確定したことによるものであります。

なお、2ページには給与費明細書を掲載しておりますので、お目通しをお願いするものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第51号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 認定第1号ないし日程第22 認定第6号

○議 長 この際、関連がありますので、日程第17、認定第1号 令和5年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第22、認定第6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 認定第1号 令和5年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定まで一括して、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の審査意見書を添えて提出するものであります。

また、資料といたしまして、各会計決算資料と地方自治法の各条項の規定に基づき、各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要、基金管理運用状況調等を提出しているところであります。

令和5年度におきましては、物価高騰の影響が各方面に及び、その都度、議会のご理解をいただき、補正予算等によって様々な対策をまいりました。また、第6期更別村総合計画は6年目となり、各分野、領域における施策の確実な実行、KPI等の目標達成に向けて全力を傾注してきたところであります。地方財政が依然として厳しい状況の中、引き続き可能な限り財源、財政措置を行い、健全な財政運営に努めながら、山積する村政の課題解決に心がけてきたところであります。村の基幹産業である農業、商工業、医療、福祉、介護、教育、子育て支援、地方創生やスマート農業等に関わる各種施策に全力で取り組んでまいりました。引き続き、採択されましたデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用した更別村スーパービレッジ構想の実現に向けても邁進してまいります。議会の皆様をはじめ村民の皆様方の多大なご理解とご協力にお力添えをいただいていることに改めまして心よりお礼と感謝を申し上げる次第であります。

各会計の決算状況は、提出議案の更別村各会計歳入歳出決算書によるところであります。説明につきましては資料として提出しました各会計決算資料に基づきまして説明をさせていただきますと思います。

それでは、令和5年度各会計決算資料の1ページをお開きください。1ページは、各会計別決算状況の一覧であります。各会計の決算額等につきましては、この後会計ごとに説

明申し上げますので、ここでの説明は省略させていただきたいと思っております。各会計とも歳入確保がなされた上に、総体的に健全財政が保たれたものと考えているところであります。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思っております。一般会計財政収支の状況であります。本年度の歳入にしましては67億26万3,000円、歳出にありましては63億2,641万2,000円、歳入歳出差引額は3億7,385万1,000円、翌年度に繰り越すべき財源は1億1,430万1,000円、実質収支であります。2億5,955万円、前年度の実質収支が1億8,905万5,000円でしたので、単年度収支はプラス7,049万5,000円となっております。引き続き財政調整基金についてご説明を申し上げたいと思っております。積立金として前年度繰越金の2分の1を含む9,457万1,000円を積み立て、7,081万7,000円を取り崩しました。なお、繰上償還金は5,145万円で、最終的な実質単年度収支は1億4,569万9,000円となったところであります。

続いて、3ページにまいります。3ページは、一般会計歳入歳出決算構成表の歳入であります。ここでは主なものについて申し上げます。1の村税にしましては、法人村民税や固定資産税が減少したことにより、全体として1,003万4,000円の減となりました。村財政の柱となる10の地方交付税につきましては、前年度比3.5%の増となっております。普通交付税が増えた主な要因としては、辺地対策事業債の償還金が3,173万円増加したものであるものであります。前年度と比較して普通交付税が474万2,000円の増、特別交付税が7,950万1,000円の増となりました。12の分担金及び負担金につきましては、昨年と比べまして689万円の減であります。道営事業の分担金収入減のほか、学童保育所の入所者費用徴収金の軽減を実施したことによる減であります。14の国庫支出金につきましては、3億6,045万3,000円の減であります。デジタル田園都市国家構想推進交付金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が減少したことが主な理由であります。17の寄附金につきましては、ふるさと納税収入の額により3億9,911万円の増であります。18の繰入金は、可能な限り各基金から繰入れ圧縮に努めましたが、公共施設の空調設備工事の財源として基金を取り崩した影響が大きく、3億2,994万2,000円の増となりました。最後に、21番の村債ですが、7,444万4,000円の増となりました。なお、令和3年度からより有利な起債であります。辺地対策事業債の借入れを行っております。全体としては財源の確保が厳しい状況の中ではありますが、でき得る限り有利な財源を確保するように努めてまいっております。

続きまして、4ページの歳出であります。主なもののみ申し述べさせていただきます。2の総務費にしましては、前年度より2,458万5,000円、1.2%の減となっております。スーパービレッジ構想推進事業費の減が主な理由であります。3の民生費につきましては、前年度より9,916万5,000円、14.4%の増となっております。社会福祉センター及び老人福祉センターの改修事業費や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業に係る給付金の増加が主な理由であります。4の衛生費につきましては、前年度より9,777万1,000円、28%の増となっております。診療施設勘定への繰出金が増加したことが主な理由であります。6の農林水産業費につきましては、前年より4,737万5,000円、6.2%の減となっております。国営事業負担金の皆減が主な理由であります。8の土木費につきましては、前年度より

4,992万円、8.7%の増となっております。道路の舗装強化、整備工事が増加したことが主な理由であります。10の教育費につきましては、前年度より2億758万8,000円、45.7%の増となっております。学校施設改修事業費の増などが主な理由であります。12の公債費につきましては、前年度より4,098万8,000円の減となっております。償還元金の減少が主な理由であります。

次に、5ページから16ページまでの各種参考資料につきましては、ご参照をお願い申し上げます。

続きまして、17ページにまいります。17ページは、特別会計財政収支の状況であります。まず、国民健康保険特別会計事業勘定であります。歳入は5億6,853万9,000円、歳出は5億6,839万2,000円、歳入歳出差引き14万7,000円が実質収支であります。単年度収支はマイナス838万6,000円となったところであります。基金につきましては、積立てを950万3,000円行っております。診療施設勘定にまいります。歳入は5億4,007万1,000円、歳出が5億3,997万1,000円、歳入歳出差引額につきましては10万円、実質収支も同額であります。

続いて、後期高齢者特別会計にまいります。歳入につきましては6,000万4,000円、歳出5,956万1,000円、歳入歳出差引額につきましては44万3,000円で、実質収支も同額であります。単年度収支は、プラス36万円となったところであります。

次に、介護保険事業特別会計にまいります。事業勘定では歳入が4億902万9,000円、歳出は4億456万3,000円、歳入歳出差引額446万6,000円、実質収支も同額であります。単年度収支につきましてはプラス34万2,000円となったところであります。基金につきましては、241万3,000円を積立てし、484万3,000円を取り崩しております。次に、サービス事業勘定にまいります。歳入241万4,000円、歳出220万6,000円、歳入歳出差引額は20万8,000円、実質収支も同額であります。単年度収支は2万円となったところであります。

次に、18ページをお開きいただきたいと思います。18ページは、国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。引き続き健全な運営となっているところであります。なお、国保運営は北海道広域で行っており、令和12年度保険料率の統一に向けた保険税率の見直しが必要となりますので、国民健康保険事業基金を活用するなど、急激な引上げとならないよう引き続き健全化に努めてまいります。

19ページ、20ページの国保事業の状況につきましては、お目通しをよろしくお願い申し上げます。

21ページにまいります。国民健康保険特別会計診療施設勘定歳入歳出決算構成表を御覧ください。今年度は歳入歳出ともに48.6%の増となっております。歳入の診療収入は、前年度比11%の減となりました。歳出の総務費は、施設改修事業の実施により増額となりました。公債費につきましては、過去の借入金が増減に減っております。長期債償還元金が減っております。国の医療費抑制策の中で診療所関係の診療報酬算定には引き続き厳しい状況が続いておりますが、本村は家庭医療学センターとの連携により医療体制の安定化が図られているものと考えております。その他の項目につきましては、ご参照をお願いす

るものであります。

22ページをお開きいただきたいと思います。後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算構成表であります。今年度は歳入が2.7%、歳出が2%、それぞれ増となっております。他の点につきましては、お目通しをお願いするものであります。

23ページにまいりまして、介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出決算構成表であります。保険給付費につきましては、介護サービスの利用者増により増加傾向にあります。全体的に微増が続いておりますが、3年に1度、保険料を見直すなど適正運営に努めてきており、一部基金繰入金を活用するなど健全化に努めているところであります。下の段の同会計サービス事業勘定歳入歳出決算構成表ですが、お目通しをお願いするものであります。

次に、24ページにまいります。事業につきましてもお目通しをお願いします。

次に、25ページの財政指数等に関する表であります。標準財政規模であります。30億6,948万3,000円となっております。村が標準的な状態で通常収入するであろう經常的一般財源の規模を示す額であります。次の、財政力指数（3か年平均）ですが、0.260ということで、前年度と比べて微減となっております。公債費負担比率につきましても15.1%、前年度より3.1ポイントの減となっております。実質公債費比率であります。6.4%となり、前年度より1.2ポイント減少しております。比率は3か年平均となっております。令和5年度の単年度であります。5.4%であり、今後、数年間はこの程度で推移するものと予想されます。經常収支比率ですが、73.5%で、5.3ポイントの減となっております。減の理由といたしましては、經常事業の財源に寄附金を充当したことにより經常収入の充当割合が減ったためです。次に、村税の徴収率であります。現年度課税分につきましては99.9%、滞納繰越分につきましては2.9%、合計で99.8%となったところであります。前年度より0.3ポイント上がっております。

26ページ以降の参考数値につきましては、お目通しをよろしくお願いいたします。

続きまして、令和5年度更別村簡易水道事業特別会計決算書にまいります。1ページをお開き願いたいというふうに思います。令和5年度更別村簡易水道事業決算報告書であります。1、収益的収入及び支出、収入の決算総額は1億5,478万5,959円、支出の決算額総額は1億5,270万3,105円であります。

続きまして、2ページをお開きください。資本的収入及び支出、収入の決算総額は9,894万円、支出の決算額総額は1億4,830万439円あります。

なお、3ページから6ページまでは財務諸表であります。7ページから13ページまでは令和5年度更別村簡易水道事業報告書、14ページ以降は決算附属明細書でありますので、お目通しをお願いするものであります。

続きまして、更別村公共下水道事業特別会計決算書にまいります。1ページをお開きください。令和5年度更別村公共下水道事業決算報告書であります。収益的収入及び支出、

収入の決算額総額は1億4,411万640円であります。支出の決算額総額は1億8,056万4,162円であります。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出、収入の決算額総額は1億499万9,200円、支出の決算額総額は9,860万9,579円となっております。

3ページから6ページまでは財務諸表であります。7ページから14ページまでは令和5年度更別村公共下水道事業報告書、15ページ以降は決算附属明細書でありますので、お目通しをよろしくお願ひします。

次に、更別村各会計歳入歳出決算書であります。204ページから財産に関する調書があります。これにつきましてもお目通しをお願ひ申し上げます。

その他、各提出資料につきましては、ご参照をお願ひしたいと思います。

以上、ご提案申し上げ、ご認定方をよろしくお願ひ申し上げます。

○議 長 お諮りいたします。

認定第1号 令和5年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第6号 令和5年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの6件につきましては、本会議の質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで、審議を進めることに決定しました。

審議の方法についてお諮りいたします。一般会計は款ごとに歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計事業勘定は歳出決算、次に歳入決算の順に、国民健康保険特別会計診療施設勘定及び他の特別会計は歳入歳出一括で補足説明を受け、質疑を行います。その後各会計決算ごとに討論・採決を行いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

一般会計歳出決算から質疑を行います。

41ページ、款1 議会費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 補足説明を申し上げます。

議会費の説明に入ります前に、一般会計の各科目及び特別会計に関係があります人件費について説明をさせていただきます。一般会計は、議会費で一般職2名、総務費で特別職2名及び一般職60名、農林水産業費で一般職2名、教育費で特別職1名及び一般職14名に係る人件費を支出しています。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で一般職11名、介護保険事業特別会計事業勘定で一般職2名、簡易水道事業特別会計で一般職2

名、公共下水道事業特別会計で一般職1名に係る人件費を支出しております。全会計で特別職3名、一般職94名、合計97名分の人件費を支出しております。常勤特別職及び一般職の人件費は、総額で7億4,648万5,204円、前年度比較で2,656万4,465円、3.44%の減となっております。給料で74万2,502円、0.20%の減となっており、教育長の退任及び就任により47万4,244円の減、昇給、昇格に伴う異動で536万4,000円の増、給料表の改定に伴う異動で327万3,600円の増、職員の退職で3,474万8,581円の減、職員の採用で2,461万200円の増、その他の異動で123万2,523円の増となっています。職員手当等では463万22円、2.15%の増となっており、期末手当基礎額に乗ずる率の改正などにより期末手当が540万5,723円の増、勤勉手当基礎額に乗ずる率の改正などにより勤勉手当が112万6,213円の増、時間外勤務手当が297万553円の減となっております。共済費は372万7,383円の減となっています。標準報酬月額、負担金率の変更などによるものでございます。退職手当組合及び福祉協会負担金は2,672万4,602円の減となっています。退職手当組合負担金は、職員の定年年齢の引上げに伴い、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの間、定年による退職が隔年となることから、当該期間中の一般職の普通負担金について、当該期間の負担率に係る普通負担金の額に100分の50を乗じて得た額を普通負担金の額とする特例措置が実施されていることから、大きく減額となっております。

これより、予算科目単位で、特徴的な経費など、特に説明が必要と思われる事項を中心に各課長等より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

議会費について補足説明をさせていただきます。41ページ、42ページをお開きください。款1項1目1議会費は、予算現額5,094万5,000円、支出済額5,075万1,132円で、不用額は19万3,868円となっています。備考欄を御覧ください。(1)、議員報酬等は、議会議員の報酬、手当等の経費で、支出済額は2,873万2,790円です。(2)、議会運営経費は、議員費用弁償、議員研修視察費用弁償、議会広報の印刷製本費、会議録作成業務委託料、十勝町村議会議長会負担金が主なもので、支出済額は369万7,451円です。(3)、職員等人件費は、議会事務局職員2名の給料、職員手当等の経費で、支出済額は1,832万891円です。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 次に、同じく41ページ、款2総務費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 総務費について補足説明をさせていただきます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、予算現額9億4,847万6,000円、支出済額9億2,778万6,872円で、不用額は2,068万9,128円となっています。節8旅費の不用額36万2,750円の内容は、(4)、総務管理一般事務経費の普通旅費で33万8,450円の執行残が

生じたことによるものでございます。節10需用費の不用額72万7,874円の内容は、主に(3)、庁舎維持管理経費の庁舎燃料費で13万2,987円、庁舎光熱水費で12万1,770円、庁舎修繕費で11万1,079円、(4)、総務管理一般事務経費の消耗品費で18万7,818円の執行残が生じたことによるものでございます。節12委託料の不用額1,765万2,907円の内容は、(15)、寄付金管理事業のふるさと納税業務委託料で1,756万4,669円の執行残が生じたことによるものでございます。節18負担金補助及び交付金の不用額133万6,864円の内容は、(6)、情報処理管理事務経費－OA機器管理の北海道自治体情報システム協議会負担金で131万5,482円の執行残が生じたことによるものでございます。備考欄(1)、総務関係委員会等運営事業は、表彰者選考委員会、使用料等審議会等の委員報酬、旅費、費用弁償で、支出済額は13万3,580円です。(2)、功労者等表彰事業経費は、村功労者表彰に係る記念品、表彰状、しおりの印刷に要する経費で、支出済額は43万893円です。43ページ、44ページをお開きください。(3)、庁舎維持管理経費は、役場庁舎の燃料費、光熱水費、警備業務、清掃業務の委託料が主なもので、支出済額は1,858万6,123円です。(4)、総務管理一般事務経費は、消耗品費、郵便料、複写機使用料、北海道市町村総合事務組合、十勝町村会などへの負担金が主なもので、支出済額は1,689万5,619円です。(5)、契約事務経費は、契約事務に係る旅費及び消耗品費で、支出済額は3万2,420円です。(6)、情報処理管理事務経費－OA機器管理は、北海道電子自治体共同運営協議会運用委託料、北海道自治体情報システム協議会負担金、地方公共団体情報システム機構負担金が主なもので、支出済額は4,737万4,773円です。(7)、共通物品等調達経費は、事務用消耗品の購入、封筒の印刷に要する経費で、支出済額は220万781円です。(8)、出納一般事務経費は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、振込手数料が主なもので、支出済額は319万720円です。45ページ、46ページをお開きください。(9)、職員研修経費は、研修講師謝礼、研修に係る旅費負担金で、支出済額は55万8,895円です。(10)、職員福利厚生経費は、職員の総合健診診断委託料、各種検診委託料、メンタルヘルスサポート委託料が主なもので、支出済額は448万1,906円です。(11)、パートタイム会計年度任用職員等管理事務経費は、パートタイム会計年度任用職員に係る報酬、共済組合負担金、社会保険料、労働保険料等で、支出済額は1,831万2,861円です。(12)、フルタイム会計年度任用職員給与等は、フルタイム会計年度任用職員に係る給料、職員手当等で、支出済額は612万1,812円です。(13)、職員等人件費は、村長部局の職員62名分の給料、職員手当等で、支出済額は4億7,556万4,764円です。(14)、情報処理導入経費は、自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づく情報システムの標準化、共通化、住民税システム、人事給与システムの制度改正対応に係る北海道自治体情報システム協議会負担金が主なもので、支出済額は383万2,764円です。47ページ、48ページをお開きください。(15)、寄付金管理事業は、寄附採納贈呈品の購入費、運搬料、ふるさと納税業務委託料、寄付用システム賃借料、寄付金管理基金積立金などで、支出済額は3億2,906万8,961円です。(16)、能登半島地震被災地支援事業は、令和6年能登半島地震災害義援金として日本赤十字社更別村分区を通じて寄附を行ったもので、支出済額は100万円です。

目2文書広報費は、予算現額435万2,000円、支出済額434万3,650円で、不用額は8,350円です。備考欄(1)、文書事務管理経費は、法令集追録代、例規更新データ作成委託料が主なものです。

目3財産管理費は、予算現額404万4,000円、支出済額390万5,815円で、不用額は13万8,185円です。備考欄(1)、村有住宅等維持管理経費は、村有住宅の修繕費等の経費で、支出済額は51万4,273円です。(2)、財産維持管理経費は、村有地の草刈り業務委託料等の経費で、支出済額は31万1,542円です。(3)、村有財産整備事業は、村有地の支障木伐採業務委託料で、支出済額は308万円です。

目4地方振興費は、予算現額7億9,154万9,000円、支出済額7億6,767万9,239円で、不用額は2,386万9,761円となっています。節10需用費の不用額38万9,924円の内容は、主に地域創造複合施設維持管理経費の地域創造複合施設修繕費で25万400円、広報関係経費の印刷製本費で6万円の執行残が生じたことによるものでございます。節12委託料の不用額60万477円の内容は、主に各種要請・施策調査経費の各種施策調査委託料で59万4千円の執行残が生じたことによるものです。節18負担金補助及び交付金の不用額2,279万3,464円の内容は、主に結婚支援事業の結婚新生活支援事業補助金で135万6,000円、ふるさと創生事業のふるさと創生事業助成金で59万4,000円、人材育成事業の人材育成事業助成金で23万6,470円、更別スーパービレッジ構想推進事業の更別スーパービレッジ構想助成金で2,057万8,274円の執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、各種要請・施策調査経費は、要請・施策調査に係る旅費で、支出済額は80万9,996円です。(2)、移住定住促進事業 臨時分は、地域おこし協力隊員に対する報酬、住宅借り上げ料が主なもので、支出済額は160万4,974円です。49ページ、50ページをお開きください。(3)、結婚支援事業は、結婚新生活支援事業補助金で、支出済額は14万4,000円です。(4)、宅地分譲事業経費は、宅地分譲に要する経費、宅地分譲地の管理に要する経費で、支出済額は7万5,453円です。(5)、宅地分譲整備事業は、花園プラムタウンの宅地分譲用地購入、調査測量設計委託に要する経費が主なもので、支出済額は6,699万2,095円です。(6)、生活交通路線維持対策事業は、新生活交通ネットワーク活用地域活性化交流推進事業負担金、生活交通路線維持費補助金で、支出済額は1,798万8,190円です。(7)、ふるさと創生事業は、ふるさと創生基金事業助成金交付要綱に基づく助成金で、支出済額は664万4,000円です。(8)、人材育成事業は、主に地域おこし協力隊員の報酬、住宅借り上げ料、サテライトオフィス借り上げ料、人材育成事業助成金で、支出済額は566万9,931円です。(9)、人材育成事業(東京大学連携講座分)は、東京大学連携講座負担金で、支出済額は3,000万円です。(10)、上更別地域活性化対策事業は、上更別地区活性化事業助成金で、支出済額は450万円です。(11)、デジタル活用支援事業は、地域活性化起業人制度による派遣職員負担金が生じたことによるもので、支出済額は1,357万6,049円です。51ページ、52ページをお開きください。(12)、更別スーパービレッジ構想推進事業は、更別スーパービレッジ構想助成金で、支出済額は5億991万4,726円です。(13)、地方創生テレワーク事業は、進出企業定着・地域活性化支援事業補助金で、支出済額は3,000

万円です。(14)、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業は、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業委託料で、支出済額は3,999万円です。(15)、夢大地さらべつ推進委員会運営経費は、夢大地さらべつ推進委員会の委員報酬、旅費、費用弁償で、支出済額は21万7,160円です。(16)、企画政策事務経費は、講師派遣委託料、十勝圏複合事務組合運営負担金、十勝圏活性化推進期成会負担金が主なもので、支出済額は93万7,603円です。(17)、移住定住促進事業 経常分は、北海道移住促進協議会負担金で、支出済額は5万円です。(18)、定住化促進住宅維持管理経費は、定住化促進住宅消耗品費、災害保険料で、支出済額は3,505円です。(19)、地域創造複合施設維持管理経費は、地域創造複合施設の修繕費、建物災害保険料、管理委託料で、支出済額は953万6,191円です。(20)、地域振興財産維持管理経費は、ポケットパーク管理業務委託料、草刈り業務等委託料が主なもので、支出済額は67万2,173円です。(21)、バス待合所維持管理経費は、バス待合所の光熱水費、管理業務委託料が主なもので、支出済額は50万8,502円です。53ページ、54ページをお開きください。(22)、乗合タクシー運行事業は、交通システム保守管理委託料、地域公共交通網形成計画見直し作成業務委託料、乗合タクシー事業委託料で、支出済額は1,109万5,700円です。(23)、情報通信基盤施設運営経費は、情報通信基盤施設の災害保険料で、支出済額は9,024円です。(24)、姉妹提携事業は、東松島市表敬訪問に係る旅費などで、支出済額は31万8,009円です。(25)、広報関係経費は、広報さらべつの作成、発行に要する費用、カメラ購入費、北海道自治体情報システム協議会負担金などで、支出済額は474万5,958円です。(26)、地域創造複合施設整備事業は、地域創造複合施設外構等調査設計業務委託料で、支出済額は457万6,000円です。(27)、まち・ひと・しごと創生基金積立金は、まち・ひと・しごと創生基金への積立金で、支出済額は710万円です。

目5交通安全費は、予算現額61万4,000円、支出済額54万9,750円で、不用額は6万4,250円となっています。備考欄(1)、交通安全運動推進経費は、交通安全指導員に対する報酬等の経費です。

55ページ、56ページをお開きください。目6公平委員会費は、予算現額4万9,000円、支出済額4万7,920円で、不用額は1,080円となっています。備考欄(1)、公平委員会運営経費は、公平委員会委員に対する報酬等の経費です。

目7車両管理費は、予算現額5,071万7,000円、支出済額4,930万2,943円で、不用額は141万4,057円となっています。節10需用費の不用額103万2,519円の内容は、主に車両センター維持管理経費の備品修繕費で9万1,728円、公用車維持管理経費の消耗品費で10万9,621円、公用車燃料費で9万8,878円、公用車修繕費で19万9,261円、バス運行維持管理経費の消耗品費で30万6,800円の執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、公用車車庫維持管理経費は、公用車車庫の光熱水費等の費用で、支出済額は8万3,471円です。(2)、車両センター維持管理経費は、車両センターの燃料費、光熱水費等の費用で、支出済額は73万1,374円です。(3)、公用車維持管理経費は、公用車の燃料費、修繕費、自動車損害保険料等の費用で、支出済額は382万3,068円です。(4)、バス運行維持管理経費は、村民バス、

福祉バス、スクールバスの消耗品費、修繕費、運行管理委託料が主なもので、支出済額は4,158万5,030円です。(5)、公用車両購入事業は、自動車1台の購入に係る費用で、支出済額は308万円です。

目8村有林管理費は、予算現額2,863万5,000円、支出済額2,862万2,755円で、不用額は1万2,245円となっています。備考欄(1)、村有林整備事業－補助事業は、主に森林環境保全整備事業委託料で、支出済額は1,997万7,096円です。57ページ、58ページをお開きください。(2)、村有林整備事業－単独事業は、森林保険料、村有林整備事業委託料で、支出済額は301万2,131円です。(3)、村有林野基金積立金は、積み増し分及び預金利子の積立てで、支出済額は535万1,513円です。(4)、村有林管理事務経費、経常分は、パートタイム会計年度任用職員報酬、村有林管理消耗品購入費、備品修繕費等で、支出済額は28万2,015円です。

目9住民活動費は、予算現額2,248万3,000円、支出済額2,231万1,885円で、不用額は17万1,115円となっています。備考欄(1)、行政区会館維持管理経費は、行政区会館の修繕費や管理委託料、備品購入費など行政区会館維持管理に係る経費で、支出済額は292万6,606円です。(2)、地域安全等住民活動経費は、主に各行政区に対する運営交付金、生活安全推進協議会への助成金で、支出済額は873万2,531円です。(3)、行政区会館改修事業は、旭、勢雄、上更別南、香川各行政区会館の屋根改修工事費で、支出済額は902万円です。(4)、協働活動経費は、総合賠償補償保険料、協働活動交付金で、支出済額は163万1,428円です。(5)、協働のまちづくり基金積立金は、運用益金である預金利子の積立てで、支出済額は1,320円です。

59ページ、60ページをお開きください。目10財政調整基金費は、予算現額9,457万4,000円、支出済額9,457万1,430円で、不用額は2,570円となっています。備考欄(1)、財政調整基金積立金は、運用益金である預金利子を積み立て、また、地方財政法では決算剰余金の2分の1を下らない額を積立てまたは地方債の繰上償還の財源に充てることとされていることから、財政調整基金積立金の財源としております。

目11公共施設等整備基金費は、予算現額1億3,004万円、支出済額は1億3,003万5,835円で、不用額は4,165円となっています。備考欄(1)、公共施設等整備基金積立金は、運用益金である預金利子を積み立て、また、今後の公共施設の改修等を見込み、1億3,000万円を積み増ししています。

目12減債基金費は、予算現額1,035万1,000円、支出済額1,035万647円で、不用額は353円となっています。備考欄(1)、減債基金積立金は、運用益金である預金利子を積み立て、また、普通交付税の基準財政需要額において臨時財政対策債償還基金費994万8,000円が措置されたことから、同額を積み立てています。

項2徴税费、目1税務総務費は、予算現額314万257円、支出済額306万1,302円で、不用額は7万8,955円となっています。備考欄(1)、固定資産評価審査委員会運営経費は、固定資産評価審査委員会の委員報酬及び旅費、費用弁償で、支出済額は2万1,700円です。(2)、

税務事務経費は、パートタイム会計年度任用職員報酬、十勝市町村税滞納整理機構負担金、更別村農業青色申告会助成金が主なもので、支出済額は258万1,982円です。(3)、村税還付金等は、村税の還付金で、支出済額は45万7,620円です。

目2賦課徴収費は、予算現額492万8,743円、支出済額490万9,760円で、不用額は1万8,983円となっています。備考欄(1)、賦課徴収事務経費は、固定資産税納税通知書等の印刷費、家屋評価管理システム保守管理委託料、土地鑑定評価委託料、北海道自治体情報システム協議会負担金などを支出しています。

項3目1戸籍・住民基本台帳費は、予算現額1,797万6,000円、支出済額856万4,534円、翌年度繰越額929万5,000円で、不用額は11万6,466円となっています。節18負担金補助及び交付金の翌年度繰越額929万5,000円は、繰越明許費で、戸籍住民基本台帳等整備事業の北海道自治体情報システム協議会負担金を翌年度に繰越しをしています。備考欄(1)、戸籍住民基本台帳等事務経費は、主に消耗品費、封筒等印刷費、戸籍総合システム・ブックレス使用許諾、保守、データセンター利用等に係る北海道自治体情報システム協議会負担金で、支出済額は743万8,917円です。61ページ、62ページをお開きください。(2)、戸籍住民基本台帳等整備事業は、マイナンバーカード用券面プリンターの購入で、支出済額は67万1,000円です。(3)、マイナンバーカード普及促進事業は、マイナンバーカード普及促進業務委託料で、支出済額は45万2,538円です。(4)、証明書コンビニ交付事業は、自治体基盤クラウドシステムサービス利用料等で、支出済額は2,079円です。

項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、予算現額15万5,000円、支出済額13万3,233円で、不用額は2万1,767円となっています。備考欄(1)、選挙管理委員会運営経費は、選挙管理委員会の委員報酬、旅費、費用弁償を支出しています。

目2道知事道議会議員選挙費は、予算現額177万7,909円、支出済額177万863円で、不用額は7,046円となっています。備考欄(1)、道知事道議会議員選挙経費は、道知事、道議会議員選挙に係る投開票管理者、立会人等の報酬、投開票事務従事者に対する手当、投票用紙計数器点検調整料、選挙ポスター掲示場撤去委託料等を支出しています。

目3村長村議会議員選挙費は、予算現額247万4,091円、支出済額246万8,757円で、不用額は5,334円となっています。備考欄(1)、村長村議会議員選挙経費は、村長、村議会議員選挙に係る選挙長、立会人等の報酬、選挙事務従事者に対する手当、広報車、標示物等消耗費、投票用紙等印刷費、選挙ポスター掲示場作製委託料等を支出しています。

63ページ、64ページをお開きください。項5統計調査費、目1各種統計調査費は、予算現額10万3,000円、支出済額7万8,847円で、不用額は2万4,153円となっています。備考欄(1)、各種統計調査経費は、気象観測業務委託料等を支出しています。

項6目1監査委員費は、予算現額191万6,000円、支出済額190万9,148円で、不用額は6,852円となっています。備考欄(1)、監査委員経費は、監査委員の報酬、費用弁償等を支出しています。

以上で総務費の補足説明を終わります。

○議 長 この際、午後2時55分まで休憩いたします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時55分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 50ページ、備考欄、上から3行目になりますか、結婚支援事業なのですが、この年度の成果というか実績について説明していただきたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 結婚支援事業の内容についてでございますが、今年度につきましては1件で14万4,000円の助成をしているところでございます。この事業につきましては令和3年度から取組を進めておるところでございますけれども、39歳以下のご夫婦に対する家賃補助、住宅購入費の補助などがございます。大もとは国のほうの事業で、北海道が手挙げをし、道内の市町村が補助を受けているというところで、5年度に対象になりました1件につきましては今年の1月から3月分の家賃補助を行い、14万4,000円でございます。限度額が30万円、ご夫婦ともに29歳以下の場合は60万円ということになってございまして、今回、支援をしているご夫婦につきましては、ご夫婦ともに29歳以下ということで、60万円の上限がございますので、令和6年度にも引き続き支援を行う予定となっているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございます。令和3年度からということなのですが、過去この事業に対する過年度も含めた実績というか、成果というのはどういう状況になっているか説明願いたいと思いますけれども。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 令和3年度につきましては1件、令和4年度につきましては3件の支援を行っているところでございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 同じく50ページの備考欄の下段のほうに(9)、人材育成事業(東京大学連携講座分)3,000万円なのですが、この実績、費用対効果、その成果等を補足説明いただければと思います。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 人材育成事業の東京大学連携講座分のまず事業の中身なのですが、人材の育成プロジェクトということで、更別村内の人材育成を1つテーマとして掲げ

ております。また、東京大学のサテライトキャンパス、研究拠点の形成ということで、更別村内に事業を行っていただけるキャンパスを形成していただいております。あとは、農協ほか産学官の研究プログラムの実施を行っておるところでございます。令和5年度の活動実績でございますけれども、もともと、東京大学の講座の開設ということで、大学院生がこちらに来て農業実習を行うものが1つございます。また、昨年度につきましては、国際農機展の開催があったことから、そちらで成果を公表するといった事業もやっております。そのほか、国際学会を更別村内で開催していただいております。あわせて、村民講座の開催、人材育成事業との連携で講座のほうを開催していただいております。スマート農業のシンポジウムということで、そちらも開催していただいております。あと、研究の中身につきましては、令和5年度からですけれども、実際に更別村の農家の圃場をお借りして様々な試験栽培をやっていただき、そちらから、データの取得をしていただいているところでございます。

成果といたしましては、人材の育成ということで更別の農家の方にもシンポジウム、またスマート農業の最先端の部分を見ていただいたりですとか、様々な部分で効果があったのかなと思いますし、実際には、更別村で農業の傾向といたしまして、実際に、今、データを取っている最中ではございますけれども、比較的、粒が小さくなっている傾向があるということで報告をいただいております。それらのデータをためて改善して農家の収益の増ですとか労働力の削減を目指すということで現在も事業を行っているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 人材育成ということを通して様々なことを行ってきたのですが、なかなか、実際は講座があったりだとか、農家さんのデータ収集だったよとか、そのようになって、では、実際、本当にこの3,000万円を人材育成に、費用対効果はどうだったのかというところを核心で迫りたいのですが、いろいろなことをやりましたよね。それは、決してゼロではないということはもちろん承知の上なのですが、では、この様々な研究拠点になっている、研究プログラムやったよ、学会やって、スマートシンポジウムやったよということがあたりするのはいいのですが、果たして、では、これは、更別村にとって3,000万円のこの効果があったのか、また、それを、今後、未来に対してどれぐらいこんなようなことが、直接的にすぐにはなかったかもしれないけれども、今後、近い未来にここまではいけるのだよ、何かその人材育成が成果が出たのだよというところがなければいけないものかなと私は思うのですが、その辺の考え、いかがでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの実際に費用対効果という面でございますけれども、実際には今まで、一昨年までは実際に講座を開きながら事業を構築してきたわけでございます。

その中で、JAさらべつとも連携しながらスマート農業の実証ですとか、農業データの蓄積ですとか、今現在、課題である様々な農業課題に対して実際はどうかといった分析をしてきていただいていたところでございます。人材育成という意味でいきますと、実際に、今、農家の方にもお手伝いをいただきながら事業のほうを進めているところもございます。東京大学が行っている内容につきましては、特にデータ農業でございます。今後、データを活用しながら、更別村の気象、土壌、様々なデータを基に自分の農業への収益構造の改善ですとか効率化というものを目指すといったことを東京大学では行っているわけで、実際に、今現在はキーになる農家の方を中心に事業を取り進めているところもでございます。また、農協でもスマート農業の取組の関係の講座等で東京大学の事例も紹介されていると伺っております。そういった意味で、広く今後はそういったスマート農業、データ農業というものが周知されることによって更別村の基幹産業である農業の維持、発展というものが進むのではないかと考えておりますし、そういった人材はどうしても必要ですから、今後、今、キーになっている農家の方を中心にどんどんと広がっていくものと考えているところでございます。

以上です。

○議長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、答弁でデータということが出てきたのですけれども、そのデータの中で、例えば1つ、土壌のデータ取りもしていたのだよということで、では、土壌の中で何したかという、土壌を取って、その成分で何の栄養が足りないのかとか、では、あなたの畑はこの作物作るのにこういったものがあるとより効率的に農作物が育ちますよということのデータ取ってやっていったと思うのです。それは、一部の農家さんにしかまだ下りていないですよ。土壌に対してのデータを取って、こんなふうにやったら効率的になって、経費も削減できてというのは一部でしかできていないと思うのですけれども、では、これが、今、こうやってデータを取って、この更別村の農業者に同じようにみんながデータを使える日というか、土壌を回収して簡単にこんなふうに分肥料足りない、どんな肥料が足りないのか見れるのだよという日は近い未来で来るのか、それとも、今回は、ただデータをやって一部の人で終わってしまうのか、その辺も改めて答弁いただければと思いますけれども。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 近い将来ということをお話をさせていただきますと、今までも農家の方は実際に農業、土地のデータというのは取ってきたわけです。そのデータと気象のデータですとか水分量といったものとの相関というのが、実際に、どう作物収穫した際に発生しているのかというのを、実際に、今、調査しているわけでございます。例えばですけれども、多く肥料をあげてしまった場合に収穫量は減るといった現象も起きているわけでございます。ですので、実際に、その相関がどういったものなのかというのを明確にするということで、私ども、東京大学と連携しながら、今、事業を進めている最中でございます

けれども、将来的にはそういったデータが開放されますし、そういった農業をやられている方とそうでない方との差というのは生まれてくるかと思います。ですので、そういったデータを見ることによって、その相関がある程度把握できる時代にはもう来ているというふうに東京大学のチームは言っていますので、近い将来、本当にもう二、三年のうちにはそういったデータとの相関というものが分かって、今、AIの時代ともいえますけれども、そういったデータ農業というのが進むのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 私が言いたかったのは、やはりこの人材育成を通して、今の答弁だとデータ収集で結局終わってしまったのではないだろうかというところを懸念してしまうのです。もちろん、時代は年々変わって行って、データも取れば10年前に言っていたことと、今、言っていることが違ってきたりとか、そういうことは分かるのですが、でも、やっぱり、現時点での人材育成でそういったデータ収集をしてやったならば、それが、全村民の農家さんに生きてきてできたというのが、やっぱり、それが人材育成だと思いますし、今のような答弁であったような形だと、どうしても中途半端で終わってしまうのではないかな、農家さんに生きてこないのではないかな、その辺のデータの収集であれば農協含めていろんなところが同じことやっている作業を何でまた更別村が東大を入れてやらなければいけないのかということに結果になってしまうかなと思いますので、ぜひ、その辺は、本当、現実味のあるプランの持った計画を立てて人材育成してもらわないと、どうしても中途半端なものになってしまうかなということは懸念しますので、ぜひ、その辺もご留意いただきながら進めていただきたかったかなというふうに思います。

以上です。

○議長 長 この件に関しまして関連ある方おられますか、質問で。

では、次に移りたいと思います。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 52ページです。(12)の更別スーパービレッジ構想推進事業、大変大きな事業で、ここだけで5億円で全体の1割近い金額なのですが、この内容についてもうちょっと補足して説明いただければと思います。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 スーパービレッジ構想の事業の内容でございますけれども、大きく2つの国の事業のタイプを使っております。1つはマイナンバーカード利活用タイプということでマイナンバーカードを使ったサービスの実施をしていくもの、もう一つはSociety5.0タイプということで未来技術を活用した事業の実施、実証といったものがございます。

まず、マイナンバーカードの利活用タイプの部分でございますけれども、現在もどんぐりスタンプ会のデジタル化の関係でそういった地域のポイントをデジタル化すると。その

プラットフォームをつくるということで、ひやくワクサービスにおける地域ポイントの発行のシステムを構築しております。あわせて、救急搬送です。マイナポータルからデータを取得し、服薬情報、特定健診のデータを得る仕組みとして救急搬送のシステムということをつくっております。救急隊と医療の現場、診療所においては、そういった服薬データですとかアレルギーデータ等必要になるということで、そういったデータの取得が容易にできるようにデータ連携基盤を活用しながらサービスの実装を進めてきているところでございます。もう一つは、待ち時間のない医療サービスということで予約システムの構築、あとは、インフルエンザの接種予約の際に自宅にいながら予約ができるシステムの構築でございます。そのほか、書かない窓口です。窓口においてマイナンバーカードを提示すれば書くことなく各種証明書の発行ができるようにということでシステムの導入を進めております。コンビニ交付です。住民票と印鑑証明書のコンビニでの交付ができるように事業を構築してまいりました。事業費につきましては、それら合わせましてマイナンバー活用タイプでは2億7,270万1,227円の事業費となっております。

続きまして、Society5.0の部分でございますけれども、交通、物流の関係で自動運転、デマンドサービスの事業を実施してきております。また、未来技術ということでスマート農業ということでイソバスの開発、ドローンによる土壌サンプルの採取の仕組みも構築してまいりました。分散ストレージの事業ということで、将来的にデータの量が増えるということでストレージ、小さなデータセンターをつくる事業もやってまいりました。セキュア通信のメッシュ化ということで、今まで、IPアドレスでネットワークを構築するのですけれども、システム的にネットワークが構築できるようにセキュアな通信環境ということで、あとは、スターリンクを導入して防災時にもネットワークが切れることのないようにネットワークを構築するというので、それらの事業をやってまいりました。Society5.0の事業費でございますけれども、それら合わせまして2億3,721万3,499円、合算いたしまして5億991万4,726円となっております。

以上です。

○議長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご説明ありがとうございました。今、かかった中で、特に、最初のマイナンバーカードの利活用という点、救急搬送の際にマイナンバーカードで医療データが分かる、あるいは書かない窓口と。しかし、こういったことは特に更別村独自というよりは全国的に実施されていくのだということで、いろいろ新聞やあちこちの報道で見ていること、コンビニ交付もそうです。あるいは、書かない窓口についてはやりますと言ってすぐ次の月か中札内村でもやっているとなると、この莫大な事業費をいただいてやっていて、何かここだけでしかできないすばらしいことというよりは、ちょっとほかよりも多少先行するという以上のことがあったのかなという点でややよく分からないなという感じがあるのですが、その辺について、もうちょっと説明いただけますでしょうか。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまの救急搬送の部分です。国が、今、事業としても、消防庁あたりが事業を実施しているところではございますけれども、私たちの事業は特にデータ連携基盤を活用しているというところがそれらとの違いになるかと思えます。本来ですと、マイナンバーカードのマイナポータルからの情報取得だけにとどまる場所ではございますけれども、それら以外にも、例えば、スマートメーターのデータですとか、アレルギー情報を入力していただく、あとは、救急の際に緊急の連絡先を入力していただくですとか、それら以外にも様々なデータを活用しながら病院の先生が知ることができる、もしくは、救急隊が知ることができるといったサービスとなっているのが特徴的ではないかと思えます。また、総合窓口、書かない窓口、隣の中札内村でも事業の実施ということでは聞いておりますけれども、我々の書かない窓口については将来を見据えて、そのデータが入力された際にはデータが連携されて、データ連携基盤を介してほかのサービス、転入者があればほかのところにもどういったサービスというか、転入手続がされていないのかの履歴が分かったり、そういった転入情報なんかも共有されて横に展開されるようなサービスになるというような形で、今、構築をしまいいりました。まだそこにはたどり着いてはいないのでございますけれども、データの連携、横での活用といったところが非常に特徴的ではないかなと思えます。ほかの自治体でされているのはそこまでの構想がないというふうに伺っておりますので、データの横連携ができるというところが非常に特徴的ではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 ほか、このスーパービレッジ関係に關しましての質問があったらお願いいたします。

1番、太田さん。

○1番太田議員 スーパービレッジのさらクルについて、ちょっと補足説明いただきたいのですけれども、さらクルの実績はどのようなになっているのでしょうか。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 さらクルの部分です。実際には村内移動デマンドの部分かなというところでは、現状の実績値としまして延べ人数が338名の方に利用していただいているところがございます。自動運転の部分につきましては、今、29名の方が利用していただいているところがございます。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。ちょっと関連して、後で、またデマンドのところとも併せて質問したいと思うのですけれども、もう一つ、さらクルのところでは令和5年度338名のうち、これは338名ということは、同じ人が2回とか3回とか4回とかやっているということですよ。延べ人数というのですか、が、338。延べ人数ではなくて、誰々誰々べえがというの、登録人数はちなみに何人いるのかも補足で説明していただければと思

ます。

(「多分、資料ないので、時間をいただければ」の声あり)

○議 長 延べ人数でも個別に、ある程度の……

(「一人で何回も乗っているのは」の声あり)

○議 長 乗っている人がいるのは、その辺はデータを持っていないということですね、今、今、ないということで。後でまた答弁していただくということによろしいでしょうか。

○1番太田議員 はい。

○議 長 ほか、関連してありませんか。

また後で出てくるかもしれませんけれども、ほかの質問を受けます。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 59、60ページ、項2徴税費の目1税務総務費の備考欄の(2)、税務事務経費の18番、負担金補助及び交付金の関係なのですけれども、これには、先ほどもお話ししましたけれども、滞納整理機構の関係がこっちに数字として上がるのかなと思うのですけれども、滞納整理機構の昨年度の実績、成果というものについて説明願いたいというふうに思います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまご質問にありましたとおり、この負担金補助及び交付金79万4,288円の中に滞納整理機構への負担金が含まれてございます。そして、その額でございませけれども、支出済額は27万9,000円になっております。また、負担金の内訳ですけれども、これは1名分という実績になっておりまして、その負担金の内訳は均等割額が16万円、件数割が10万円、実績割が1万9,000円ということになっております。それで、この滞納者につきましては滞納整理機構にて徴収を行いまして全て支払い済みと、完納ということになってございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 この実績については、私、費用対効果ではなくて、税の公平性を図るために絶対必要な予算だというふうに思っております。税務担当職員が、本当に、日頃、一生懸命になって徴税頑張っておられる中で、どうしてもその先にいけない部分についてはこういう形で別な組織にお願いするということになると思うのですけれども、そういう部分について非常に重要な予算になると思っております。これからも、その辺の徴税についてはきちんとそういう関係団体も使って徴税に努めていただきたいというふうに思っております。よろしくお祈いします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 滞納整理機構につきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、やっぱり、何度も約束をしても約束が守られない、または、村から転出をしてしまいましてなかなか徴収に行ったりできないという難しい状況、そういった場合

については滞納整理機構にお願いをすると考えております。そして、費用対効果というお話もありましたけれども、確かに金額の少ない方もいらっしゃいますけれども、やはり、税の公平性、いただけるものはきちんといただくという、そういう原則がありますので、今後も徴収については積極的に行い、また、難しいものについては整理機構を活用しながら徴収に努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 今の59、60ページの上から2項目め、目11についてです。公共施設等整備基金費、最初の当初予算があつて、それから、補正予算額で非常に大きな金額が組み立てられています。これについて今後の見通しというか、何かビジョンがあるのではないかと考えるところなのですが、ご説明いただけませんか。お願いします。

○議長 長 末田総務課長。

○総務課長 公共施設等整備基金費ですけれども、補正で1億3,000万追加して予算現額が1億3,004万円という予算現額になりましたけれども、これから公共施設とか老朽化が進んでまいりまして、大規模な修繕とかがこれからも想定をされるわけですけれども、令和5年度の予算を執行する段階で公共施設等整備基金に積み立てれる場合は、できるだけ公共施設等整備基金に積立てをして、将来の公共施設の大規模修繕に備えて財源をできるだけ用意したいということで、これは、令和5年度だけではなくて、ここ数年ずっとそのような形で予算管理をしてまいったところです。令和5年度についてもそのような形で積立金の補正をさせていただいたところです。

以上でございます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 54ページです。備考欄(22)、乗合タクシー運行事業1,109万5,700円なのですけれども、先ほど説明の中で見直しの委託料なんていう言葉も出ていたのですけれども、どのような見直しを行ったのかということがまず1点。その1点の中に、見直しというのはそれこそ先ほど聞いたさらクルとか、自動運転、村民バスやこのデマンド交通、こういったことも併せての見直し委託料だったのかなということの確認が1点と、この乗り合いタクシーの実績、延べ人数、登録人数なども分かれば教えていただきたいのですけれども、補足説明をお願いします。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 乗合タクシー運行事業の関係でございますけれども、見直しとご説明いたしましたのは、地域公共交通網計画の計画の見直しの委託料がございまして、それも含めて節の中では委託料と整理されておりますが、決算上では、計画策定の見直しの委託料が92万700円、乗合タクシー運行事業の運行の委託料が987万6,900円、これに伴う予約アプリの保守管理の委託料が29万8,100円、合計で1,109万5,700円となっているところでございますので、運行内容、令和5年度の乗り合いタクシーの運行状況についての見直し等は特

段行ってはございません。

利用状況のほうでございますけれども、令和5年度につきましては、延べの輸送人員が468名となっております。登録人数につきましては、これは、令和5年度末より現状ということでございますけれども、現状、304名という形になってございます。先ほどのさらクルのときの例でいきますと、実際にご利用されている実人数のほうでございますが、こちらのほうも登録はたくさんいらっしゃるのですけれども、現状、使われている方は40名程度というような状況になってございます。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。今の利用状況などを聞いただけでも、この事業費、大体981万円ですか、に対しての利用人数、登録人数等に関しても、ざっくり割っても一回の一人の利用者が2万円使っているような計算になってしまうので、ざっくりですけども。でも、やはり、それ、金額がかかったからといって駄目なものでもないし、本当はもっとたくさんの方が利用してくれればそれでいいだけの話なのですけれども、今、さらクルもあるよ、自動運転も少ないけれども、いろんな方法の交通というものが村を確立しようとしていく中で、やはり、無駄がなるべくあってはいけないということと、事業が違うからどうしても別の窓口で考え方も変わってしまうのかなということも、もしかしたら少しあるのかもしれないのですけれども、やはり、交通という面では一緒なので、さらクルも含め、デマンドも含め、村民バスも含め、なるべく事業費がかからずに村民の人たちが不自由なく移動できる方法というのをもうちょっと確立して行ってほしいなと、今の決算の報告の中で見ている金額でいえば、費用対効果に合っているかなって考えたときには、決して、うん、いいねって言えるものではないかもしれないので、その辺もうちょっと詰めてやって行ってほしいなと思います。

以上です。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご指摘のとおり、単体の事業で一つで捉えた場合には非常に費用対効果的に疑問が生じる場所ではございますけれども、本村における地域公共交通の考え方につきましては、今年度、第3期目となる地域公共交通計画の策定を今進めているところでございます。この中におきまして現状動いている乗り合いタクシー、村民バス、またスーパービレッジ構想で進めております、自動運転さらクル、また広域移動の要となっている十勝バス、こういったものを村民の方が自由に移動ができる環境を整えることで更別村に住み続けられる、そういった環境の維持というものが必要かと考えております。状況によりましては、現状、村内にはタクシー業者がいらっしゃらないことから、村が平日の9時から5時までの間のドライバーと車両を確保するための委託料として、当然運行していない日も存在するのですけれども、そうしなければ、いざというときの足の確保ができないということで割高な感じになっている場所ではございますが、今年の春から、利用でき

る方を市街地の方も含めて対象に入れたということで、4月以降徐々に市街地の方の利用も増えてきているところで、子どもの方だけでも利用できるようにも工夫をして子ども料金も設定させていただきまして、8月には小学生の方のご利用も初めて出てきたところでございますので、これからは空いている時間が埋められていく利用といたしますか、今まで使っていなかった方の利用も含め、そういった方々がたくさん利用することでこの仕組みを維持できるように一層工夫、努力もしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、課長の答弁のあったとおり、これからまだ村として進めていかなければいけないことがあるよということをお聞きしました。その中で、今後デマンド交通するにしても、さらクルにするにしても、やはりちょっと似たり寄ったりする部分あるから、必ず精査しなければいけないということがまず1つ。課長の今の答弁にあったように、タクシー運転手が更別にいないというのって、これまさしく人材育成でやったら、人材育成してしまったらいいのではないのというところも含めまして検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議 長 意見として受け止めておきます。

ほか、ありませんか。ほかに質問ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 暫時休憩。

午後 3時36分 休憩

午後 3時36分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、63ページ、款3民生費に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、款3民生費について補足説明をさせていただきます。

63、64ページお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、予算現額2億7,197万7,000円、支出済額2億5,817万6,603円、不用額は1,380万397円となっております。節10需用費の不用額79万6,848円は、主に各施設の燃料費、光熱水費、修繕費などの執行残が生じたことによるものです。節18負担金補助及び交付金の不用額701万8,909円は、主に物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の執行残によるものです。節19扶助費の不用額240万179円は、主に障害者総合支援事業の各種給付費の執行残が生じたことによるものです。節27繰出金の不用額308万2,848円は、国民健康保険特別会計事業勘定の法定繰出金の執行残です。備考欄(1)、社会調査委員会運営経費は、民生委員の報

酬、費用弁償の経費で、支出済額は122万1,220円です。(2)、保健福祉推進委員会運営経費は、委員会の報酬、費用弁償の経費で、支出済額は19万600円です。65、66ページをお開きください。(3)、社会行政事務経費は、遺族会による護国神社参拝の随行に係る旅費と社会を明るくする運動の啓発経費で、支出済額は3万4,512円です。(4)、社会活動補助金等は、遺族会、保護司会の運営助成金及び帯広地区人権擁護委員協議会負担金の経費で、支出済額は14万6,990円です。(5)、戦没者追悼式経費は、式典開催に係る祭壇やお供えなどの経費で、支出済額24万9,876円です。(6)、社会福祉センター維持管理経費は、燃料費、光熱水費、管理、清掃業務委託料が主な経費で、支出済額は1,393万5,705円です。(7)、憩の家維持管理経費は、燃料費、光熱水費、管理、警備、清掃業務の委託料が主な経費で、支出済額は336万7,684円です。(8)、福祉館維持管理経費は、上更別福祉館の燃料費、光熱水費、管理、清掃業務委託料が主な経費で、支出済額は148万4,512円です。(9)、屋内ゲートボール場維持管理経費は、光熱水費、清掃業務委託料が主な経費で、支出済額は73万1,108円です。67、68ページをお開きください。(10)、公用車維持管理経費は、保健福祉課に配置している公用車3台の維持管理費で、支出済額34万8,772円です。(11)、社会福祉事務経費は、事務補助員報酬、消耗品費などで、支出済額は217万1,210円です。(12)、重度心身障害年金は、身体障害者手帳1級、2級などの方に対し年額1万2,000円を53名の方に支給しておりまして、支出済額は63万6,000円です。(13)、福祉扶助経費は、在宅の障害者が通所施設や人工透析に通う場合などの公共交通機関利用相当額の2分の1以内を助成するもので、11名の方に助成を行い、支出済額92万9,072円です。(14)、社会福祉活動補助金等は、社会福祉協議会の法人運営、共同募金、福祉活動に対する助成金が主なもので、支出済額は2,547万8,370円です。(15)、障害者総合支援事業は、障害者の支援区分認定調査に係る経費、南十勝で共同設置している認定審査会の負担金、障害者の補装具給付費、自立支援医療費、介護給付費が主な経費で、支出済額は9,354万1,994円です。(16)、障害者地域生活支援事業は、日中活動支援事業でありますサッチャル館運営経費と移送サービス、移動支援事業等の各委託料が主なもので、支出済額は579万3,636円です。69、70ページをお開きください。(17)、重度心身障害者医療給付事業経費は、身体障害者手帳1級、2級に該当する方などを対象として医療給付を行うもので、支出済額は188万3,852円です。(18)、ひとり親家庭等医療給付事業経費は、ひとり親家庭等に対して行う医療給付で、支出済額は140万7,313円です。(19)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、支出済額2,746万6,152円です。(20)、福祉基金積立金は、利子分の積立てで、支出済額1万2,509円です。(21)、福祉灯油等助成事業は、低所得者の高齢者世帯等を対象とした福祉灯油の支給経費で、灯油引換券39世帯、どんぐり商品券88世帯、合計127世帯へ支給しておりまして、支出済額は219万2,470円となります。なお、燃料費等の価格高騰に対応するため、12月1日時点での灯油単価119円に150リットルを基準に、1世帯当たり1万7,000円分を支給しております。(22)、社会福祉センター改修事業は、災害時に使用する非常用発電設備を設置するもので、支出済額は4,238万3,000円です。(23)、成年後見制度利用促進事業経費は、社会

福祉協議会による法人後見に係る委託料で、支出済額は165万円です。(24)、価格高騰緊急支援給付金給付事業は、国が実施する令和5年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円給付する事業で、230世帯に給付しておりまして、支出済額は729万6,601円です。(25)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業は、国が実施する令和5年度住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円を追加給付する事業で、231世帯に給付しておりまして、支出済額は1,648万6,470円です。71、72ページをお開きください。(26)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業－(給付金・定額減税一体支援枠)は、国が実施する令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を57世帯へ給付、また非課税等世帯子ども加算1名当たり5万円を24名へ給付する事業で、支出済額は713万6,975円です。

続きまして、目2福祉の里総合センター費は、予算現額7,413万円、支出済額7,119万562円、翌年度繰越額198万1,000円、不用額95万8,438円です。節10需用費の不用額77万3,141円は、主に福祉の里総合センター燃料費や修繕費等の執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は、燃料費、光熱水費、修繕費、警備、清掃業務委託料が主なもので、支出済額は2,762万2,411円です。(2)、生活支援ハウス運営経費は、施設の運営委託経費で、支出済額1,452万1,200円となります。(3)、健康増進室運営事業は、消耗品費、備品修繕費、機器保守点検委託料、健康運動教室の講師委託料の経費で、支出済額は68万9,096円です。(4)、給食業務経費は、生活支援ハウス、診療所の入院患者の食事、介護保険運動教室昼食の給食調理のための経費です。支出済額は2,333万9,855円です。(5)、健康増進室整備事業は、健康増進器具の更新で、支出済額371万8,000円となります。73、74ページをお開きください。(6)、福祉の里総合センター改修事業は、福祉の里総合センター厨房のエアコン設置工事費で、支出済額は130万円です。なお、工事契約期間が翌年度までのため、翌年度繰越額は198万1,000円となります。

目3国民年金費、予算額2万円、支出済額1万8,172円、不用額1,828円で、国民年金事務に係る経費となります。

目4後期高齢者医療費、予算現額5,092万1,000円、支出済額4,799万2,105円、不用額292万8,895円です。備考欄(1)、後期高齢者医療広域連合事業経費は、市町村の一般会計で負担すべきルール分として運営団体であります北海道後期高齢者医療広域連合への支払いで、支出済額は3,344万6,607円です。(2)、後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、ルール分として事務費繰出金、保険基盤安定繰出金を更別村後期高齢者医療事業の特別会計へ繰り出しをしておりまして、支出済額は1,454万5,498円です。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、予算現額2億2,524万5,000円、支出済額2億1,252万4,588円、翌年度繰越額1,119万円、不用額153万412円です。節19扶助費の不用額109万3,375円は、主に認定こども園施設型給付費で32万5,420円、子ども医療費扶助費で62万9,375円の執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、子育て委員会運営経費は、委員報酬と費用弁償の経費で、支出済額18万3,260円です。(2)、児童福祉事業経費は、学

童保育所運営事業、地域子育て支援センター運営事業の各委託料、南十勝こども発達支援センターの負担金、療育訓練施設通所交通費用、認定こども園施設型給付費によります扶助費が主な経費で、支出済額は1億7,945万8,886円です。(3)、出産・入学報償費は、出産祝金、21名、105万円、小中学校入学祝金、56名、280万円で、支出済額は385万円です。

(4)、子ども医療給付事業は、小学生以上18歳までの子どもに対する医療費扶助で、支出済額は1,013万5,833円です。75、76ページをお開きください。(5)、子育て応援施策推進事業経費は、幼稚園、認定こども園の3歳児から5歳児の副食費を無償とするための費用として347万6,952円、多子世帯保育料軽減事業助成として3歳児未満の第2子以降の認定こども園の保育料を無料とする費用として599万6,400円となります。(6)、児童福祉施設整備補助事業は、認定こども園どんぐり保育園の老朽化した乳児保育室のフローリング床の修繕で、支出済額は85万5,800円となります。(7)、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業は、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する給付金で、支出済額は125万8,115円となります。(8)、給食主食費無償化事業は、就学前児童を養育する保護者の経済的負担を軽減するため、給食主食費を無償化するもので、支出済額は100万9,342円です。(9)、児童福祉事業経費 臨時は、認定こども園どんぐり保育園エアコン設置工事費で、支出済額は630万円です。なお、工事契約期間が翌年度となっておりますので、翌年度繰越額は1,119万円となります。

目2 児童措置費は、予算現額3,356万円、支出済額3,355万8,168円、不用額1,832円です。備考欄(1)、児童手当給付費等経費は、ゼロ歳から中学生の子どもがいる家庭への児童手当の総額で、対象者は令和6年2月支給時で149世帯、児童262人分となっております。

項3 老人福祉費、目1 老人福祉総務費は、予算現額239万8,000円、支出済額239万1,752円、不用額6,248円です。(1)、高齢者スポーツ大会経費は、高齢者運動会開催経費で、支出済額15万3,957円です。(2)、敬老事業経費は、敬老会開催経費で、支出済額は223万7,795円です。なお、報償費の敬老祝金については47名、141万円の支出となっております。

目2 老人保健福祉センター費、予算現額9,334万4,000円、支出済額9,074万7,897円、翌年度繰越額130万5,000円、不用額129万1,103円です。節10 需用費の不用額125万6,152円は、主に老人保健福祉センター燃料費、光熱水費の執行残が生じたことによるものです。備考欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は、福祉の里温泉を含む老人保健福祉センターの維持管理経費で、支出済額は5,392万6,884円となります。次のページ、77、78ページをお開きください。(2)、シルバーハウジング団らん室維持管理経費は、団らん室の光熱水費、燃料費を主に支出してありまして、支出済額は47万6,013円です。(3)、老人保健福祉センター改修事業は、福祉の里温泉井戸設備制御盤改修工事で3,190万円、車庫防災倉庫設置工事で357万5,000円です。また、福祉の里温泉ロビー、厨房及びデイサービス脱衣室エアコン設置工事は、支出済額87万円で、工事期間は翌年度までとなっておりますので、翌年度繰越額は130万5,000円となります。

目3 老人福祉推進費、予算現額7,466万2,000円、支出済額7,330万7,882円、不用額135

万4,118円です。節27繰出金の不用額107万3,269円は、介護保険事業特別会計繰出金で、執行残が生じたことによるものです。(1)、老人保護措置事業は、養護老人ホーム入所者1名の措置費で、支出済額は239万6,586円です。(2)、介護保険利用料軽減措置経費は、低所得者に対する介護サービス利用者負担額の軽減事業で、支出済額は36万7,480円です。

(3)、介護保険事業特別会計繰出金－介護給付は、介護給付費分、地域支援事業費分、包括的支援事業、任意事業分の村負担分を支出するもので、支出済額は5,147万7,285円です。

(4)、介護保険事業特別会計繰出金－財源補てん分は、事務費分と地域支援事業の財源不足分を繰り出すもので、支出済額は474万7,646円です。(5)、高齢者在宅福祉サービス事業は、移送サービス事業、緊急通報システムの各委託料、緊急通報システムの設置、撤去工事費、除雪、配食、布団乾燥サービス等に関する負担金が主なもので、支出済額は899万9,445円です。(6)、老人福祉施設等雇用対策事業は、老人福祉施設の職員の確保のための補助で、4名分、48万円を支出しております。(7)、介護保険事業特別会計繰出金 臨時分は、低所得者の保険料軽減分の経費で、支出済額357万1,800円です。(8)、地域密着型介護老人福祉施設特例入所支援事業は、地域密着型介護老人福祉施設入所者の介護報酬単価の差額を入所者数に応じて助成金として交付するコムの里さらべつに対するの支援事業となっております。支出済額は110万8,640円です。(9)、介護職員初任者研修等費用助成事業は、介護職員の研修事業に取り組む法人への助成で、初任者研修受講3名、13万2,000円、認知症介護基礎研修受講9名、2万7,000円でした。

79、80ページをお開きください。項4災害救助費、目1災害救助費は、予算額16万3,000円で、支出済額はありませんでした。

以上で民生費の補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたが、この際午後4時10分まで休憩いたします。

午後 3時57分 休憩

午後 4時10分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど太田議員の質問にありましたスーパービレッジ構想推進事業のさらクルの登録者数が保留になっておりましたけれども、今野企画政策課参事より発言が求められましたので、これを許します。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 大変失礼をいたしました。さらクルの登録者数につきましては、サービス全体のIDの取得で皆さん乗れることとなりますので、現在510名の方が登録していることとなります。実数のほうですけれども、令和5年度の実数といたしましては23名の方がご利用いただいているということでございます。

以上でございます。

○議 長 太田議員、よろしいでしょうか。

○1番太田議員 はい。ありがとうございます。

○議 長 それでは、先ほど民生費の説明が終わりましたので、質疑の発言を許します。
6番、荻原さん。

○6番荻原議員 73、74ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、備考欄の(3)の出産・入学報償費の関係で質問させてもらいたいというふうに思います。

先ほど、出産21名、入学56名ということで、このお祝金、いただいた家庭は非常に助かっているのかなと思っております。それで、私、以前にこういう限られた財源の中で支援をする、そういうもののほかに、要するに費用のかからない子育て支援についていろいろ提案させてもらいましたけれども、その辺のもし何かお金のかからない子育て支援ということで現在計画だったり進めているようなことがあればちょっと説明いただきたいというふうに思っております。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 出産祝金につきましては子どもの健全育成、そして、入学祝金につきましては、子育て家庭の就学準備を支援するというを目的に贈呈しています。それぞれ、あくまで、祝金として経済的負担の一助となるように贈呈しているものでございます。一方、昨年12月に荻原議員さんのほうから質問がありました部分に関しましては、これまで、子育て用品のリユース事業としましては、子育て支援センターにおきましてスピードスケート靴を対象に行っていたところでございます。去年の一般質問で幼児服等のリユース事業行ってはどうかというご意見いただきまして、今年度、対象品目等を検討してまいりまして、使用頻度の少ない衣類ですとか、例えば、三輪車や自転車、おもちゃであるとかに対象を広げて子育て用品のリユース事業の実施要綱を策定しました。まだ、具体の事業展開につきましてはこれからということになるのですけれども、実施要綱、策定終わりましたので、村の広報紙ですとかホームページ等を活用して周知しながら、経費のかからないといえますか、リユース事業をこの後進めてまいりたいと考えています。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございます。とりあえず、そちら、いろいろな方策を検討していくということでご答弁いただきましたけれども、私的には早くそういう、こういう限られた財源を使ってやる支援、これも必要なのですけれども、そうでない、要するに村民の皆様の協力の下でできる子育て支援というのは非常に大切だと思っておりますので、計画、今、つくっている最中だということですが、できるだけ早くその支援、できるところから進めていただければありがたいというふうに思っております。何かあればご答弁願いたいと思います。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 繰り返しの答弁になって申し訳ないのですけれども、8月29日に公布しまして、実施要綱、やっとできたところでございます。それに基づいて、この後、いろ

いろな村民への広報も含めてできるだけ早く事業を周知しながら進めてまいりたいと思っています。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 75ページ、76ページお願いいたします。項3老人福祉費、目1老人福祉総務費の中で備考欄の(2)、敬老事業経費のご説明を先ほどいただきました。その中で47名のお祝金ということでおっしゃっていたかと思うのですが、これは、米寿とか喜寿、白寿などの年齢の際のお祝金だったのでしょうか、確認をさせていただきます。お願いいたします。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 こちらはご質問のとおり喜寿、米寿、白寿ということで77歳、88歳、99歳の方にお渡ししております。額でいけば3万円になります。内訳としましては、令和5年度につきましては喜寿、77歳が24名、米寿が22名、白寿が1名、合計47名ということです。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 敬老会事業について、ちょっとお聞きしたいと思うのですが、祝金47名ということで、過去、コロナの影響などもあって開催見送ったことも過去でありますよね。それで、今回、こういうふうには決算出ているのですが、敬老会があったときとかの出席人数が、大分、減っているように感じるのです。その辺の考え方というか、なぜ減っているのか。それはコロナにおいてきた影響ももちろんあると思うのですが、そのほかにも何か影響するものがあるのかな、または、その対策というものを何か考えているのであればお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 人数からいきますと、令和5年度につきましては、対象者75歳以上ということですので、588名です。出席、取りまとめの段階で131名ということでした。当日の出席者はもう少し何人か欠席の方いらっしゃったと思うのですが、大体20%ぐらいの方が出席というような形になります。

実は、コロナの関係で、ご指摘のとおり、令和2年に敬老会自体を中止にしています。令和3年度につきましては、対象者を全員ではなくて先ほどの節目の方々を中心にした令和2年度の対象者と令和3年度の対象者で人数を縮小というか、少ない中で開催しておりますので、一応、今のところ令和2年度は開催はしていませんが、節目の方々については皆さんそういう場面、記念写真撮ったりだとかという場面はつくらせていただいております。ちなみに、令和元年のコロナ前は出席者の報告が193名となっていますので、令和5年度の131名からしますと60名ほど減っているということです。

こちらいろんな要因があるのかなと思うのですが、恐らく4年度、5年度あたりの様子を見ますと、やはり、まだコロナが続いていた時期だったものですから、なかなか会食だとか、そういう人が集まることをちょっと避けていた方がいらっしゃったのかなと

いう感じはしております。ただ、令和6年で今週末に敬老会は、今、予定しているのですが、こちらも今のところ報告が123名ということで、また、若干下がってきていると。これは、実は高齢者運動会も同じような傾向がありまして、高齢者運動会についても令和2年、3年と2回中止をしているのですが、やはり、その後も一気に人数が、令和元年でいきますと100名ほど出席されていたのですが、令和4年度が69名、令和5年度が54名というようなことで、中止の後の再開のときにはチーム数はそれまで3チームだったのが2チームに減らしたとかということがあるので、何でもコロナのせいと言ったらコロナに申し訳ないのですが、やはり影響が大きくて、外に出て歩くとか、そういう習慣がちょっと途切れてしまったのかなという嫌いはあるかと思っておりますので、今現在、コロナのまだ続いているとはいいいながら平常に戻っていますので、引き続きこういう節目のお祝いですとか、高齢者の集まる場面ですので、いろんな声かけをしながら進めていきたいなと思っておりますし、要因分析は本当にこれから、ここ1年、2年、今終わっていますので、このような形の中では出席者がたくさん来てもらえたらなというようなところでは考えておりますので、今後の検討材料にはなってくるのかなと思っておりますけれども、現状、そのような出席状況になっております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ありがとうございます。令和2年度には中止して、令和3年度から節目を祝うということがあったりだとか、コロナの影響、またはあとはそういった影響からの簡素化していこうかという動きの中で人数が減ってきたのかなという要因もいろいろあるけれども、まだまだ調査していかなければいけないということの共通の認識は課長も持たれていてよかったなと思います。やはり、これからの課題としては、高齢者の方々、出る機会が少なくなってきた方々の健康も含めて、顔を合わせる機会も含めて、どう呼び戻すかということが課題になってくるのかなと思いますので、催物、もうちょっと拡大して、せっかくコロナ明けたからということでもちょっと奮発してみるだとか、何かきっかけがあってみんなの顔が、お年寄りが顔を合わせる機会があって、着物が着れる機会があってという機会が増えればいいなと思いますので、ぜひ、今後検討をよろしく願いいたします。以上です。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご指摘のとおりで、私方もコロナということですぐ中止とはなるべくしないように、簡素化しながらでも何とか続けてきております。昨年、今年あたりから余興のほうも一部通常どおりに持ってきておりまして、今年も余興だとかもありますので、そういう楽しみがまた伝わっていけば、お互いに口伝えでも、そういう楽しいひとときの時間を過ごせるような、そのような運営も大事なのかなと思っておりますので、高齢者に限らず全てのものがコロナを機にコミュニティがちょっとかなというところもありますので、また少しずついろんな事業を展開しながら進めていきたいなと思っております。ご意見ありがとうございました。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 71ページ、72ページ、目2福祉の里総合センター費、備考欄の健康増進室運営事業68万9,096円と、その下、(5)の健康増進室整備事業で371万8,000円ということで、健康増進室、本当に年々利用人数も増えてきてというか、健康意識の高い人が増えてきてもいるし、増進室自体もルームランナーというのですか、あれも立派な器具で、利用する人は、そのよさにすごく気づいて利用してくれているかなというところがあるのですけれども、中には行ってみたいよと、初心者の方です。その初心者の方が行ってみて、何となく使うのだけれども、やはり、なかなか使い方が分からないというのが課題にあると思うのです。その中で増進室に月に何回か先生入ってもらって器具の使い方とか指導してもらえるとと思うのですけれども、なかなか曜日も限定される、時間も限定されるということで、ぱっと行ったらそうやって教えてくれる人がいないということが課題で、ベテランで慣れてきた人は使えて、よさを覚えていいのですけれども、初心者の方に対しての課題があったりだとかするかなと思うのですけれども、この辺の対策をちょっと、委託費も含めて、48万4,000円払っているのです、これを増額していったほうがいいのか、またはほかの夢民講座でああいうところを使うとか、ほかに、高齢者の運動教室とか、そういったものでも使っていると思うのですけれども、何かもうちょっときっかけが増えていって増進室の利用が増えていくといいかなと思うのですけれども、その辺の考えいかがでしょうか。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 健康増進室、ちょうど年数もたって器械関係がほぼ、令和6年度でバイクも更新しましたので、一通り更新が終わったということで、器械自体も今どきというか、新しいものが入ったので、使いやすいのかなと思っております。先ほどの指導者というか、その配置についてですけれども、令和5年度では月2回だったのですけれども、令和6年度では倍の月4回へと回数は増やして対応しております。また、今年度も、今、やっている最中ですので、配置の回数ですとかについては今後の検討課題なのかなと思っております。受付で利用人数だとか時間帯だとかは整理していますので、一番利用者が多い時間帯ですとか、そういうのを見計らいながら、令和7年度以降、配置の数ですとか時間帯だとかを検討していきたいなと思っております。今のところは昼と夜と分けてやっておりまして、昼も年配の方とかが来ていただいて教室をやったりだとか、インストラクターの日誌を見ますと、やはり使い方の指導、質問があつてだとか、どういう体の、こういうところを鍛えたいのであればこんなメニューがいいですねだとかということもあります。私方もインストラクターの方をお願いして基本的なトレーニングメニューみたいなものを作ってもらって増進室のほうに配置したりだとか、いろんなソフト面では今も検討しておりますので、また引き続き利用状況を見ながら、やっぱり健康増進、予防、それが一番恐らく、私方もそうですけれども、健診行きますと運動もしなさいというか、成人病でいきますと運動するのが一番なのかなと思いますので、その辺の体制は今後も引き続き検討して充実した、せっかく高額な器械入っていますので、利用していただきたいなと思っております。

どうもありがとうございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 インストラクターの方を増やしてということで対応もされて、その辺も問題意識は持たれていたことは大変喜ばしく思うのですけれども、だけれども、やっぱり、そうやって増やしても僕の耳にはなかなか先生に会えないよとか、インストラクターの方に会えないよということがよく耳にするのです。僕も何とかいい方法はないかなというところで、周知ももちろん含めて頑張っしてほしいなと思うのですけれども、ソフト面で、ぜひ、先生に、ビデオ作るといったらまたちょっと大変なことになるかもしれないので、紙で簡単な使い方みたいなのが、意識するところ、姿勢だとかがうまく文字で伝えられるのだったらいいなと思いますし、それが、ビデオ見ながらだったら何回見ても見ながらできるかなとも思います。そのほかにも、保健福祉課でこの増進室の事業やっているけれども、夢民講座は教育委員会ですか、そういったものと併せて上手に利用方法を促せて、夢民講座でトレーニングのやつをやって、なおかつ、夢民講座で覚えたものが先生がいなくても使えるようなきっかけになるような講座を開くとか、もしくは、病院の先生でも、理学療法士も作業療法士の先生もいることですし、ぜひ、その先生方の手を借りながら、より増進室の利用促進ということを努めていけたらなと何となく思うのですけれども、その辺の可能性についてもどのように考えているのか補足して説明していただければと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 当然健康増進室と言いながら、保健福祉ということよりは体を動かすということは分野関係なく、当然教育委員会も関係あることであります。ですので、今後も連携事業というのは非常にいいアイデアなのかなと思っております。インストラクターも、この前もお話ししているとおりオカモトさんのほうに委託してお願いしておりますので、村の指定管理をお受けして体育館だとかの整備をしておりますので、そういう意味では連携が非常にしやすい状況なのかなと思っております。先ほどのインストラクターの配置につきましては、増進室とかのほうにもカレンダーを貼って、一応出勤日ではないですけれども、配置日のものは置いてはあるのですけれども、なかなかうまく周知がっていないのかなと思いますので、何らかの工夫を持ちながらということになるのかなとは思っております。今後も先ほどと同じようにそういうインストラクターの配置ですとか、使いやすいような施設環境というようなことで努めていきたいなと思っております。

以上です。

○議 長 ほか、ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで民生費を終わります。

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月11日は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月11日は休会することに決定しました。

◎延会の議決

○議 長 再びお諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議 長 本日は、これをもって延会いたします。

(午後 4時32分延会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 9月10日

更別村議会議長

同 議員

同 議員